

## 平成28年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年9月13日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告について  
日程第 4 常任委員会視察報告について  
日程第 5 第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会報告について  
日程第 6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君

保健福祉課長 埤 田 禎 久 君 会 計 室 長 岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 渡 辺 晴 久 君 主 事 鶴 岡 弓 子 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成28年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のために、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

また、先の議会運営委員会に諮り、議員配付となった陳情書2通をお手元に配付いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時02分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。10番、石井芳清君、11番、高橋金幹君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から3日間とし、本日は議長からの諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明と諸般の報告を求めた後、常任委員会視察報告、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会報告、2名の一般質問を行い散会といたします。

明日14日は1名の一般質問及び報告第1号、第2号を行った後、議案第1号から議案第8号を、15日は議案第9号から議案第13号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げた日程のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3日間とし、本日は諸般の報告と委員会報告、2名の一般質問を行い、明日14日は1名の一般質問、報告第1号、第2号を行った後、議案第1号から議案第8号の質疑、採決、15日は議案第9号から議案第13号の質疑、採決を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

6月15日、16日、第2回定例会において、条例制定や工事請負契約に係る議案並びに一般会計補正予算等の審議を行いました。

18日、山田彰駐メキシコ日本国特命全権大使及びカルロス・アルマーダ駐日メキシコ合衆国大使来場の歓迎行事に出席しました。

21日、第5回第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会を開催しました。

28日、野沢委員会に出席しました。

7月1日、社会を明るくする運動夷隅地区大会に出席しました。

9日、海開き並びに日本メキシコ学生交流プログラム歓迎レセプションに出席しました。

12日、第5回第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会協議会を開催しました。

14日、いすみ鉄道対策委員会協議会に出席し、同日、第3回教育民生委員会協議会を開催いたしました。

15日、おんじゅく認定こども園建設安全祈願祭に出席し、また同日、議会だより編集委員会を開催いたしました。

16日、プール開きに出席し、20日は第6回第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会を開催しました。

29日、議会だより編集委員会を開催しました。

8月1日、南房総廣域水道企業団運営協議会に出席しました。

2日、大多喜町議会とともに千葉県町村議会議長会主催の議員研修会に参加しました。

5日、日本メキシコ学生交流プログラム参加学生成果発表会へ出席しました。

22日、夷隅郡市廣域市町村圏事務組合議会第2回定例会に出席しました。

24日、御宿版C R C構想策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会会議に出席しました。

30日、国民健康保険運営協議会に出席しました。

31日、第8回議員協議会及び第6回第4次御宿町総合計画及び議会改革調査特別委員会協議会を開催しました。

9月5日、6日、新たな公民連携方式により、町の活性化を進める岩手県紫波町の紫波中央駅前都市整備事業、オガールプラザ、オガールプロジェクトの現地視察研修を行いました。

7日、議会運営委員会及び第7回第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会を開催しました。

以上で、議会の諸般の報告を終わります。

暑いので、ここで上着を脱ぐ方どうぞ。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成28年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の議案の概要説明の前に、今夏の施設ごとの入り込み状況についてご報告を申し上げます。

まず、海水浴客数でございますが、浜、中央、岩和田、各海水浴場の合計で13万4,461人、前年度に比べまして2.68%の増加でございました。

次に、ウォーターパークですが、施設利用者は2万24人、前年度に比べまして0.37%の増加でありました。

続いて町営駐車場でございますが、7月、8月の合計で8,155台、前年度に比べまして3.94%の増加でした。

議員の皆様を初めといたしまして、ご関係の皆様のご理解とご協力のもと運営することができましたことに重ねて御礼を申し上げます。

次に、今定例会にご提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会では報告2件、専決処分1件、議決事件に係る案件3件、補正予算案4件、平成27年度各会計の決算認定5件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして各議案の提案理由及び諸般の報告を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度健全化判断比率については、町監査委員の審査に付しその意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度資金不足比率については、町監査委員の審査に付しその意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により本議会に報告するものでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、平成28年8月22日の台風9号に伴う災害復旧事業費について、平成28年8月26日に地方自治法第179条第1項の規定により御宿町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。補正額は歳入歳出ともに1,555万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億2,413万1,000円とするものであります。

議案第2号 備品の取得については、御宿町消防団第4分団の消防ポンプ自動車を更新したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号 おんじゅく認定こども園外構工事請負契約の締結については、8月30日に指名競争入札に付したおんじゅく認定こども園外構工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の締結のため議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 おんじゅく認定こども園建築工事請負契約の変更については、本年6月16日に議決をいただきましたおんじゅく認定こども園建築工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 平成28年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）については、第3条予算水道事業費用に551万9,000円を追加補正し、水道事業費用の総額を3億2,391万円とし、また

第4条予算資本的支出に1,620万円を追加補正し、資本的支出の総額を2億8,303万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う職員の人件費関係及び浄水場から配水池に送る送水管に亀裂が生じていることから、その工事費用等を補正するものでございます。

議案第6号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出ともに391万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ13億9,141万3,000円とするものです。

主な内容は、人事異動に伴う職員人件費の増額、国保システム改修に係る委託料の増額、国民健康保険税還付金等の増額及び前年度の療養給付費交付金の精算に伴う返還金の増額でございます。

なお、本補正予算につきましては、去る8月30日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第7号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出ともに745万8,000円を追加し、補正後の予算総額を9億5,147万3,000円とするものです。

主な内容は、平成27年度における介護給付費等の実績に伴い、国・県支払基金への返還並びに一般会計への精算、繰り出しについて補正を行うほか、職員の配置がえに伴う人件費の調整を行っております。補正財源につきましては、法定負担分として国・県支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、平成27年度からの繰越金を充て収支の均衡を図りました。

議案第8号 平成28年度御宿町一般会計補正予算案（第4号）については、補正予算は歳入歳出ともに1,998万3,000円を追加し、補正後の予算総額を40億4,411万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、おんじゅく認定こども園で必要となる各種備品の整備費や、生活関連道路の舗装修繕費や道路改良費の追加のほか、本年度4月の人事異動に伴う科目間の人件費の調整等を行っております。

なお、財源につきましては、国庫支出金や基金繰入金のほか、平成27年度からの純繰越金を計上し収支の均衡を図っております。

議案第9号 平成27年度御宿町水道事業会計決算の認定については、町監査委員の審査に付しその意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により本議会の認定をお願いするものでございます。

議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、町監

査委員の審査に付しその意見をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算概要につきましては、歳入総額15億5,979万1,680円、歳出総額14億2,102万204円となり、実質収支額1億3,877万1,476円という結果になりましたが、引き続き今後も健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月30日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第11号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、町監査委員の審査に付しその意見をいただきましたので、地方自治法233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算概要につきましては、歳入総額1億1,986万3,847円、歳出総額1億1,968万1,060円であり、実質収支額18万2,787円となりました。

議案第12号 平成27年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、町監査委員の審査に付しその意見をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算概要につきましては、歳入総額9億9,362万8,162円、歳出総額9億6,826万2,385円であり、実質収支額は2,536万5,777円となりました。

平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度であり、保険料額の改定や介護サービスの利用増加などの要因により、歳入歳出総額が前年度規模を上回りました。

議案第13号 平成27年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定については、町監査委員の審査に付しその意見をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算概要は、歳入総額36億8,875万2,973円、歳出総額34億3,450万6,858円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億5,424万6,115円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額では2億2,121万4,995円の黒字決算となりました。

平成27年度の国の経済動向は、経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善するなどして緩やかな回復基調となりましたが、新興国経済の景気減速の影響等もあり、個人消費や民間設備投資の回復に遅れが見られました。こうした状況のもと、国は「一億総活躍社会」の実現に向けた緊急経済対策を打ち出し、これにより平成28年度は雇用・所得環境がさらに改善し、

経済の好循環がさらに進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が続くと見込んでおります。

御宿町におきましては、地方活性と財政健全化の両立を念頭に置き、総合計画におけるまちづくりの目標の達成に向けてアクションプランの着実な実行に努めたほか、人口減少対策に力点を置き、地方創生に資する施策を取りまとめた御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その戦略に基づいた地方創生施策の実行と、国の緊急経済対策と歩調を合わせた地域活性化対策に取り組みました。これらを含め、住民ニーズを反映し、時代の潮流に即応した豊かな住民生活の実現と地域活性化の進展のため、真に求められる政策を実行いたしました。今後も健全かつ適正な行財政運営に努め、住民福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

次に諸般の報告をさせていただきます。

6月18日に、山田彰駐メキシコ日本国大使及びカルロス・アルマーダ駐日メキシコ合衆国大使がご来町されまして、議員の皆さんとともに心より歓迎をいたしました。議員の皆様方には多面にわたるご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

6月20日、例月出納検査及びいすみ警察署管内防犯組合総会、21日、安全で安心なまちづくり推進協議会、同日、地域公共交通会議に出席いたしました。

22日、千葉県身障者福祉協会指導者研修会及びNPO法人おんじゅくDE元気総会に出席し、24日、町区長会議、27日、いすみ鉄道株主総会に出席いたしました。

28日、野沢委員会、同日、五倫文庫役員会に出席いたしました。

29日、茂原・夷隅地区日本電信電話ユーザ協会総会、同日、小さな親切運動として海岸清掃を行いました。

30日、三師会総会に出席いたしました。

7月4日には、県河川協会夷隅支部通常総会、県道路協会夷隅支部通常総会に出席し、6日には平成28年度健全な家庭づくりと青少年非行防止夏休み対策地区懇談会に出席いたしました。

9日には町青少年のつどい大会、海開き、ビーチサッカー大会が開催され、午後からは日本メキシコ学生交流プログラム歓迎レセプションに出席いたしました。

10日から13日までは、愛媛県伊方町を訪問し、アワビ増殖事業について視察をいたしました。

14日、社会を明るくする運動キャンペーン及びいすみ鉄道総会、いすみ鉄道活性化委員会に出席いたしました。

7月15日は、おんじゅく認定こども園安全祈願祭を行いました。また、同日、ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟幹事会、16日に町プール開きが行われ出席いたしました。

19日に町一般会計決算審査、20日に全国水産業振興対策協議会常任理事会に出席いたしました。

21日には、布施学校組合例月出納検査、22日に、例月出納検査、25日に、夷隅郡市廣域市町村圏事務組合管理者副管理者会議に出席いたしました。

26日に、五倫文庫役員会、同日、町民生委員推薦会に出席いたしました。

27日、前長柄町長叙勲受賞祝賀会に出席し、27日から29日まで海と山の子交流会が開催され、3日間を通して天候に恵まれまして、日程も滞りなく終了し無事帰路につかれました。

28日、おんじゅく花火大会全体会議、同日、平成28年原水爆禁止国民平和大行進、29日に、町文化祭代表者会議に出席いたしました。

8月1日、第28回反核平和の火リレーが来町し、激励をいたしました。同日、南房総廣域水道企業団運営協議会及び定例会、2日には平成28年度知事と市町村長との意見交換会に出席し、4日はおんじゅく花火大会を実施いたしました。

5日、日本メキシコ学生交流プログラム成果発表会がメキシコ大使館において開催されまして、出席いたしました。

10日は、伊東市で開催されました第70回按針祭式典に出席いたしました。

18日、鴨川・大原道路早期建設促進期成同盟会、午後からは市町村長特別セミナーに出席し、19日から21日までの3日間にわたりビーチバレーボール・ムーンカップ in 御宿が開催され、19日には町農業委員会懇親会に出席いたしました。

22日、廣域市町村圏事務組合定例会、29日に千葉県防災危機管理トップセミナー、30日には町国民健康保険運営協議会、31日に町議員協議会が開催され、出席いたしました。

9月2日には、町村会政務調査会により香取郡神崎町を視察研修し、3日にはNPO法人おんじゅくDE元気主催によるオーシャンスイムレースが中央海岸において開催され、出席いたしました。また同日、勝浦いすみ青年会議所による千葉ブロック大会がいすみ市で開催され、出席いたしました。

4日には、町総合防災訓練及び消防団フェスタが旧岩和田小学校で開催され、多くの町民の皆様にご参加をいただきました。

5日から6日にかけて、議会常任委員会の皆様とともに岩手県紫波町を視察いたしました。非常に有意義な視察でありました。ご苦労さまでございました。

以上でございます。

ご提案いたします議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、充分な

るご審議を賜りましてご議決をいただけますようお願いを申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会視察報告について

○議長（大地達夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について。

産業建設委員会委員長、10番、石井芳清君から常任委員会視察報告の発言を求められていますので、これを許可します。

登壇の上、報告お願いいたします。

石井芳清君。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。議長のお許しをいただきましたので、去る9月5日、6日に行いました総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会の合同視察について報告をいたします。

今年度は産業建設委員会が主催となり、国の補助金に頼らない地方創生モデルとして注目されている岩手県紫波町の公民連携による紫波中央駅前都市整備事業、オガールプロジェクトを視察してまいりました。

オガールプロジェクトを進める岩手県紫波町は、県都盛岡市と花巻市の間に位置する人口3万4,000人、面積239キロ平方メートル、農業を基幹産業とする町です。

人口減少時代にあって、岩手県内では数少ない人口をほぼ横ばいに維持する町であり、住民の多くが盛岡市、花巻市、北上市などへ通勤していることから、昼間人口の割合は約85%となっています。

今回の視察の目的は、紫波中央駅前に広がる開発事業の取り組みを現地で学び、今後の議員活動の糧にするものでございましたが、町長も紫波町の町づくりをぜひ参考にしたいということで同行されたところです。

紫波中央駅前開発計画の面積は21.2ヘクタールであり、この開発地には現在、図書館、子育て応援センター、産直マルシェ、飲食店などがあるオガールプラザと、ホテル、バレーボール専用体育館を備えるオガールベース、町役場、さらには現在57戸が建設されている住宅地、オガールタウンがあります。

商業施設や図書館があるオガールプラザ、宿泊施設のあるオガールベースなどには年間80万

人を超える方が訪れ、また、視察される団体も非常に多く、その数は現在、延べ600を越えているということでございます。

オガールプロジェクトは、2009年に策定された紫波町公民連携基本計画に基づき、公有地活用型、いわゆるパブリックプライベートパートナーシップ、PPP手法を採用しています。公民連携の場合、公共は補助金などを活用し、住民福祉向上のために施設をつくり、民間はその施設を運用して利益を上げることとなりますが、経営的な視線を充分取り入れた計画でないため、民間の投資が続かず、結果的に使われない施設などが多くなり、大きな赤字を抱える自治体も少なくないのが実情です。

オガールプロジェクトの特徴は、補助金などの公的資金に頼ることなく、民間金融機関の厳しいチェックが継続的に入る体制づくりを構築していることです。また、施設の竣工も入居率が100%にならないと行わないなど、徹底したリスク管理の考え方をもち、事業を展開しています。

この運営方針は、金融機関との信頼関係をさらに強めることとなり、その結果、多額の融資も可能にしております。このような運営方針やその手法は、先進事例として大変参考となりました。

さらに、運営手法等とあわせて、このプロジェクトのベースには町づくりのビジョンがあることについても説明をいただき、その考え方、取り組み方も非常に参考となったところです。紫波町では、町づくりのビジョンとして循環型町づくりを掲げており、2001年に紫波町循環型まちづくり条例が制定されています。

循環型町づくりとは、1つは有機資源の循環。これは農業を基幹産業とする紫波町の元気な土づくり、地産地消の推進です。2つ目は森林資源の循環です。町産の木材を利用した公共施設、住宅などの建設。3つ目は無機資源の循環。これは焼却ごみの削減などです。

この理念は現在、経済の循環、人の交流の循環、翁の技などの世代の循環と町づくりの基本理念として広がっています。実際にオガールプラザ、オガールベースには、町内産の木材が利用されており、施工は地元業者で全て対応しているとのこと。

オガールタウンに建設される家屋には、町産木材のチップを利用した暖房給湯システムが採用されています。また、施設内の産直マルシェの企画運営には住民が深くかかわるなど、地産地消の考えが地域に浸透していることが感じられました。

ちなみに、紫波町には既に9カ所の産直施設があり、オガールプラザには産直以外の施設を検討していましたが、住民の意見によりプラザ内に町内10カ所目となる産直マルシェができた

とのことであり、視察時にも大変多くの方が買い物に訪れており、活気にあふれておりました。

プラザ内の図書館も単に本を貸すのではなく、基幹産業の農業をバックアップする多くの情報や、施設内に貸しスタジオがあることから楽譜をそろえるなど、本を借りる理由を考えた図書を選定になっており、繰り返し本を読むことへの動機づけのための工夫がされておりました。さらに、開発地内には太陽光を利用した大規模なエネルギーステーションもあるなど、全施設を通じて循環型が具現化されていました。

オガールプロジェクトには、民間の融資をもとに厳しく審査された経営方針により、集客率を高め、そこから得る収益からの税収が施設の維持管理費に充てられることから、実質的に町負担がなく、収益を生める公共施設として運営されています。これも循環型と言えるのではないのでしょうか。

町づくりのビジョンの体現化がオガールプロジェクトであり、その結果が単に物を売る施設ではなく、住民からも、またそこを訪れる方からも本当の意味で使われ、喜ばれ、町を思い、愛される施設となる。これも循環のストーリーができていると感じます。

しかし、このようなストーリーも一朝一夕に実現できるものではありません。この地の開発は平成10年に基本計画ができ、そこからオガールプロジェクトを推進するために、町長は壊れたテープレコーダーとご自身で言いながら、住民への計画の将来性を専門家の調査結果を踏まえ、何度も何度も繰り返し説明されたと伺いました。

そのような中で本当に住民が一つになり、町づくりに魂を込めた結果がオガールプロジェクトを成功に導いたものと考えます。今回、遠方への先進地視察であり、交通費など参加者の自己負担も多くなりましたが、大変学ぶことが多い意義ある視察となったと強く感じているところでございます。

なお、詳細な研修内容等については議会事務局にございますので、ご一読いただければ幸いです。

最後に、今回の視察研修にあたり、オガール紫波株式会社取締役八重嶋雄光様、武田議長を初め紫波町議会の皆様、また町の議会事務局を初め関係各位には大変お世話になりました。改めて御礼を申し上げ、視察報告といたします。

産業建設委員会委員長、石井芳清。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

◎第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会報告について

○議長（大地達夫君） 日程第5、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会報告について。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員長、10番、石井芳清君から調査結果の報告を求められておりますので、これを許可します。

登壇の上、報告願います。

石井芳清君。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。議長のお許しをいただきましたので、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会の調査報告をさせていただきます。

当委員会は、平成27年12月第4回定例会におきまして、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革について調査・研究を行うために設置され、これまで8回の委員会を開催いたしました。

この間、当委員会では第4次御宿町総合計画と町議会改革という2つのテーマのうち、第4次御宿町総合計画についての調査・研究を行ってまいりました。

第4次御宿町総合計画を優先的に調査・研究をした理由は、第4次御宿町総合計画前期基本計画が平成30年3月までの計画であることから、今後の策定スケジュールを考慮し、この9月定例会での報告とするため、テーマを絞ったものでございます。

お手元に2つの調査・研究を配付しております。1つは、第4次御宿町総合計画と平成28年度御宿町一般会計当初予算との整合性についての報告です。もう一つは、総合計画のテーマである「笑顔と夢が膨らむまち」実現のための課題を調査・研究した結果、町へ観光ビジョンの策定について提言しようとするものです。

それでは最初に、第4次御宿町総合計画と平成28年度一般会計予算との整合性についての調査・研究をお手元の報告書に沿って報告をさせていただきます。

御宿町議長、大地達夫様。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員長、石井芳清。

第4次御宿町総合計画と平成28年度御宿町一般会計当初予算との整合性について、調査・研究した結果以下のとおり報告する。

報告書の内容は、まず総合計画の位置づけを整理してあります。平成23年5月の地方自治法の改正から基本構想は法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかについては、市町村の単独の判断となりました。

御宿町では、平成24年4月から御宿町議会の議決をすべき事件に関する条例が制定され、総合計画などを議会の議決すべき事件と定めたことを記述してございます。また、御宿町の総合計画の位置づけとして、総合計画から引用し町政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画であること、また、前期後期の基本計画は基本構想に基づき実施する基本的施策、アクションプランは基本計画に基づいた事業の実施に関する年次計画と、その財源的裏づけを定める毎年度の予算編成の指針であることを記載してございます。

次のページは、関係条文を整理したものです。

3ページは、第4次総合計画と平成28年度当初予算の比較検討を整理したものです。

平成25年度から平成27年度までは、おおむね御宿町前期アクションプランの財政推計の予算規模となっていますが、平成28年度当初予算では財政推計の歳入額を7億円、対前年度比18.3ポイント上回り、計画と乖離しています。

平成28年度は、前期基本計画策定時には事業費が計上されていない、おんじゅく認定こども園の事業費約5億円が計上されるなど、財政推計から増額となる要因はありますが、厳しい財政状況のもと行政の継続性を維持するために議決された計画を尊重し、予算の平準化に努めるべきであること。

また、地方債においても財政推計を大きく上回る発行額となっており、後年度の財政負担になることを充分考慮しなければならないことを、第4次総合計画と平成28年度当初予算との比較検討した結果からの指摘事項としてまとめました。

3は、まとめとしてありますが、3ページ下段の1行目から結論としてまとめてございます。

人口減少に加え、大幅な税収増が見込めない現状や各種公共施設の維持管理を踏まえると、将来的に住民サービスの持続性を確保するためには、計画的な財政運営が求められる。

今後も国の制度改正や施策、住民生活に直結し緊急的に対応しなければならない事業等も想定されるが、住民が確実に将来に希望を持てる計画の策定とともに、前期基本計画、実施計画はもとより、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略や高齢者福祉計画など、各種計画が議会の議決を経たことの重要性を充分認識し、将来の財政シミュレーションを踏まえた予算編成に努めることなどが求められるとして、調査・研究結果をまとめてございます。

以上、第4次御宿町総合計画と平成28年度御宿町一般会計当初予算との整合性について調査・研究した結果報告といたします。

次に、第4次総合計画前期基本計画の調査から執行部への提言事項として、調査・研究を行った報告をいたします。

まず、調査・研究結果についてですが、町へ提言すべきことを記載してございます。

内容は、御宿町の発展を支えてきた観光を町の総合的発展の軸として捉え、本町の観光振興の方向性を明確にする御宿観光ビジョン（仮称）の策定と、観光ビジョンの第4次御宿町総合計画後期基本計画への反映を町へ提言するものでございます。

次に、2の観光ビジョン（仮称）策定の目的ですが、町づくりの根幹をなす観光振興の方向性を明確にし、目標を掲げ、町全体が共通の理念のもと計画的な事業展開を行うための指針とすること。また、観光施策の総合体系を明確にすることでより戦略的に整理でき、その効果を向上させるものでございます。

3のこれまでの協議内容は、協議の経過等についてまとめたものです。

委員会では現在の定住化促進、子育て支援など町が持つ課題を克服するためには雇用の確保が必要であり、そのためには観光振興は避けて通れないものであることが確認されました。また、平成19年に作成されたウェルネス計画では町の課題を整理されておりますが、その課題は現在もそのまま置きかえることができ、町の観光振興を含め町の活性化が進んでいると言いたい状況であることも確認されたところでです。

以上のことから、当委員会では町基幹産業である観光分野から町の活性化を図るための指針となる観光ビジョンを策定することを町へ提案としてまとめ、第6回委員会において参考人工学院大学下田教授より提言案への意見をいただき、本提言の策定にあたっての参考とさせていただきます。

参考人意見の要旨は、2ページ中段にまとめ、また、詳細は資料2としてお手元に配付してございますので、後ほど報告書とあわせてご覧いただければと思います。

4、観光振興に関しての課題は、委員会での意見を整理してございます。

5は提言案に至るまでの調査・研究のまとめです。

総合計画では、観光施策を住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色ある町づくりを進めるための10のちからの1つとして、「魅せる観光のちから」を挙げており、各産業と連携を図り町全体の活性化を図ることが示されていますが、観光の活性化は産業面にとどまらず、自然との共生や文化の継承・創造、あるいはスポーツ振興、生涯学習や児童教育の充実、定住化促進など波及効果が期待できるものです。

町でもこれまで海、里山、食材などさまざまな町の財産を生かした観光施策が進められているものと考えますが、日本が成熟社会へ変貌し、観光ニーズの多様化などから観光客が減少している今、観光を町づくりのための観光と位置づけ、総合的な視点からのビジョンづくりが求

められます。

第4次総合計画前期基本計画においては、観光の活性化という視点にとどまり、観光振興を町づくり全体に波及させるという視点は欠けているのではないかと認識しております。今、国では観光先進国を目指しており、施策を展開しています。国の施策と歩調を合わせ、「笑顔と夢が膨らむまち」を実現するために、改めてゼロベースから住民とともに総合的な視点から観光の進むべき姿を示す観光ビジョンの策定が急務であるとして、当委員会の調査・研究結果をまとめました。

なお、詳細な報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

以上で第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第6、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますのでご注意ください。

順次発言を許します。

---

#### ◇ 滝 口 一 浩 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、5番、滝口一浩君、登壇の上ご質問願います。

（5番 滝口一浩君 登壇）

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、6月議会の続きとして、事業としての町づくりについてという大きなくくりで、その中でも事業としての町づくり、町を1つの会社と見立て、先ほど石井議員からも出ました紫波町のオガールというプロジェクトですね。公民連携、国の補助金に頼らないという姿勢ですね。

その中で大切なことは何か。町をマネジメントしていく、経営をしていく、効果、成果を上げていくということについて、質問をさせていただきます。

まずは、御宿の夏も終わりました、今年はいまだかつてない台風9号が、本当にそんなに大きな災害はなかったんですけれども、今回は大分災害が発生してしまったと。人的なものは聞いていませんが、物的な屋根を飛ばされた方など、瓦ですね。我が家も久しぶりに結構損害は出たかなという感じで、命があれば何とかなるということで、実際に災害に遭われた方にはお見舞いをまずは申し上げ、進めてまいります。

まず、地球温暖化が進んでおります。生物多様性の保全といった地球環境問題に対応することや、東日本大震災を契機として、また九州地震もありましたが、自然災害に強い町づくりを行うことが各自自治体のレベルで求められていると思います。

そこで、今申し上げました今回の台風9号の状況、対応について、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今回の台風9号につきましては、直前までの情報とは異なり、突如進路を変え館山市付近に上陸し県内を北上したため御宿町は暴風域に入り、突風による被害が発生をしております。

被害の概要といたしましては、人的被害といたしましては、割れたガラスによりけがをされた方が1件、軽傷で報告がされております。また、物的被害につきましては、住宅や海の家など合わせて町が現在把握している中では60件程度の被害が発生をしております。また、道路の通行止め9カ所、倒木21カ所、公共施設12施設ほかの被害が報告をされております。

その他、農産物の被害として1件発生しているというふうに報告を受けております。被害の対応につきましては、町民の皆さんからの被害箇所の情報が入りましたら担当課に伝達をし、情報の集約、対応に必要な人員の配置、資機材の確保、関係機関との連携などを行いながら、復旧作業や応急対応にあたったところでございます。

また、東京電力の情報によりますと、今回の台風9号の影響により停電をした区域は、御宿町全域で最大2,100戸に影響が出たということでございます。なお、一部を除き復旧時刻につきましては、8月23日の午前6時21分ごろでありました。停電に関する情報につきましては、東京電力への電話による問い合わせや、インターネット上で東京電力が公表しておりますお知らせなどにより得ることとなりますが、町でも防災行政無線によりまして発生から間もなく第一報でお知らせをするとともに、役場に電話の問い合わせが多く寄せられたことも踏まえまし

て、その後も2回、停電のお知らせをさせていただいております。

停電に関する役場へのお問い合わせにお答えするため、現状や復旧の見込みなど、町のほうでも東京電力に問い合わせをいたしました。当日お問い合わせをいただいた皆様にもお答えをいたしましたとおり、懸命の復旧作業は行っておりますが、大規模停電のため具体的な復旧見込みなどについては回答を得られないという状況が続きました。

県内では8万5,000件を超える停電が発生し、東京電力では他県からの応援を受け復旧にあたったと聞いております。

○5番（滝口一浩君） 今回、私もそうですが天気予報もそんなに、こんな風と雨を食らうような台風じゃないんじゃないかと思って、午前中普通に生活してまして、多くの人が同じことを言うんですけども、油断したと。

油断したというか、ここまで東の風を食らうというのはなかなか今までもなかったわけで、ただ、今、課長のほうからも出ました停電が今回長く続きまして、全域という、岩和田、御宿台地区で、相当朝方まで停電したところもあると聞いてまして、私もちょっと一部の方からメールとかもらって、役所の情報が全く出てこないということを言われたんですけども、今回なかなか、いまだかつてない状況で、後から聞いた話ですと役場も停電に陥って、いろいろ情報が出せなかったという。

それはそれとして、住民の方である程度不安を抱えた方は大勢いらっしゃると思います。その中で電話もひっきりなしに鳴ったということもありますけれども、岩手県の岩泉町ですね。ここもやはりなかなか町長、トップまでに伝達が伝わらなかったという新聞報道がきのうですか、ありましたけれども、こういうものをそれをどうのこうの言わないんですけれども、そういうものを含めて今後の、今回はいろいろ反省点も多くあると思います。そしてまた改善点も踏まえて、今後の取り組みをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 情報の発信に関しましては、東京電力の停電の情報につきましては先ほど申し上げさせていただいたとおりで、町のほうでも収集にあたりましたが、被害の規模が大きかった中で電話でのお問い合わせにも具体的な情報がお伝えできなかったというような結果でございます。

また、今回の台風の中で、住民の皆さんから役場にあった電話の中では、家の中で防災行政無線の情報が聞こえないというようなご意見、また、防災行政無線は電池を入れることになっていますが、この電池を入れていなかったために停電の際に電源が切りかわらずに戸別受信機

が聞こえないというようなお話もいただきました。

また、今お話いただきましたが、役場でも約5時間にわたり停電となったことによりまして、ホームページがダウンしたことなどを踏まえまして、改めて今後は戸別受信機の購入の紹介や取り扱いについてのお知らせ、また、町から防災行政無線のデジタル化の取り組みの中での一環として、町からの情報伝達の手段の多様化などについて今後検討してまいりたいというふうを考えております。

○5番（滝口一浩君） よろしく申し上げます。本当に今回、結構不安に思った方を初め、いろんなお叱りもあると思うんですけれども、やっぱりそういうときこそ冷静になって住民一人一人がそういう判断をして、これも町づくりの一環ですので、役所がどうのこうのとかそういうことじゃなくて、自分にできることをやっていければそれはそれでいいのかなと思っております。

そこで、ちょっと被害総額、議員協議会でもらっておりますけれども、台風9号による公共施設、大体の被害予算の概略をちょっと財政課長のほうから教えてください。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 9号の被害でございますが、この後、専決させていただきました補正予算3号でまたご説明させていただきますが、総額で公共施設の分で1,555万3,000円。これが一義的に対処が急がれるものでございまして、そのほかのB&Gのプールの幕等も壊れてしまっておりますので、またそれは別に査定をいたしまして、それが1,555万3,000円にプラスになってくると考えております。

○5番（滝口一浩君） わかりました。大体、じゃ、今後ですけれども、2,000万円ぐらいの損害が発生したということで認識しておきます。

先に進みます。引き続き、我が町は観光立町として今まで栄えてきた経緯でありまして、ここにきてそういう地球環境問題との整合性からして、防災と景観、自然との関係をどのように考えていくのかということが課題になっていくと思うんですけれども、同じような質問は何度もしているんですけれども、その辺に関してまず町長のほうからちょっと見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 防災対策と景観の維持というご質問と承っておりますが、この問題につきましてはやはり景観に関してと、また、海岸に近く住まわれている住民の皆さんのお立場を考えていくことは、政治としての私は務めではないかと考えております。

この問題については、基本的には二律背反せずに調和を求めていくことが非常に重要なことであると考えております。地域住民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、専門家を含めて幅広い意見集約を行いながら慎重に進めてまいりたいと考えます。

このたび台風9号がございましたが、昨年の台風16号により発生いたしました浜がけにつきましては、自然景観の保全と後背地の安全安心の両側面から効果的な対応方針について進めておりますが、先の議会におきましてご承認いただきました深淺測量について現在事業を行っております。

自然の驚異につきましては今、滝口議員さんからもございましたが、ここ何年か非常に地球環境の問題といたしますか、今まで予想しなかったような状況があちこちで見られます。そういう意味で、自然の驚異については人知を越える部分もありますので、特にこの問題については海底の砂の動きや潮流の調査などを進めて、より適正な判断をこれからも行っていきたいと思います。

**○5番（滝口一浩君）** なかなかこの件に関しては、本当に慎重に進めなくてはならないという専門家からの意見もありまして、先ほど議会の特別委員会のほうで工学院大学の下田先生からの意見をもらっているものをちょっと読ませていただきますと、都市住民から見た海浜部の魅力とは何かというところを考えていただいて、今後施策を展開していただければと思う。観光による町づくりを進めるにあたり、自然と安全とのバランスが課題となるが、バランスをとるということはそこに住む方の都合で、観光客はそういうことは考えない。安全を確保するために防波堤等を建設すると海岸での楽しさは感じられなくなる。厳しい言い方になるが、観光を重視するのであれば、多額の資金を投じて防潮堤、防波堤をつくり、観光資源をないがしろにするよりも、きちんとした避難計画を立てることが望ましいと思う。観光と安全の両立は難しいと考えるという見解をいただいております。

そこで次に、一昨年発生しましたその浜がけの問題も町長から今出まして、今年ようやく調査・研究にまずは入るということで、次の質問なんですけれども、御宿海岸の魅力を最大限に生かすためには、町、住民、議会が共通理解のもと事業を進めていかななくてはならないと考えます。

町長は今後どのようにこの辺に関して、先ほどの質問とかぶるんですけれども、なかなかその近くの一般住民の方にとっては本当に深刻かもしれません。深刻かもしれませんが、この専門家の先生のおっしゃるとおり、それは我々が海に近づいていると。自然が来たんじゃないで、もともと砂浜のところだったところに住宅とかが出て行ったという歴史も、これは否定できま

せん。

そして、何よりも、危ないところは本当に危ないのかもしれないけれども、ある意味不動産価値からしてみれば御宿の一等地といえ一等地の不動産価値がある場所でもあります。その辺を一概に言えませんが、今災害は津波ばかり意外と気をとられていたのが、今度は山もだめ、河川の近くもだめ、町なかも風を受けるようなことになっているので、その辺に関してやっぱり妥協せず今後取り組んでいかないといけないと思っています。

まして、その浜がけで200メートルの幅で海岸護岸は白紙となりましたが、このようなことは僕個人の見解からしても御宿海岸を潰すようなことになるんで、幾ら防災の観点からいへどもあってはならないと思っておりますが、その辺に関して同じようなことは前にも聞いたと思うんですけども、町長のほうから、この200メートルの海岸護岸は町長で意思で撤回しました。僕はこれはありがたかったと思っております。なぜなら、これをやったら、もう御宿海岸の未来はなくなると思ったからです。その辺に関して町長の見解をお伺いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁が先ほどに重複いたしますが、やはりこの問題は慎重に進めなければいけないということは1点あると思います。そういうことで、やはり私どももこの半世紀以上にわたり、御宿に生まれ、御宿に住んで、海岸に接して、この海岸の状況をずっと見てきているわけでございますね。果たしてこれから4分の1世紀、2分の1世紀たった、あるいは100年たった後にどういう変化が起きてくるのかという、先ほど申し上げました地球環境の温暖化のかなりの影響が出てくるのではないかなと考えております。

そういうときに、やはり簡単に言えないことは両方が二律背反せずに、両方の調和をやはりその時々で考えていく。それはおっしゃるとおり浜の自然景観は御宿の最大の財産でありますから、これを壊さないように。同時に、そこに住まわれている、近隣に住まわれている皆様の安全な住居といいますか、生活、そのことも考えて検討していかなければいけないと思いますので、今のところ先ほど申し上げました調査をしながら、十分な検討をしていきたいと思っております。

○5番（滝口一浩君） これから1年をかけて測量調査初め、専門家の先生の見取り入れでということなんで、またそれは途中経過を報告していただきます。

やっぱり大事なことは、何はともあれやっぱり御宿海岸はどこがいいのかということですよ。それは1.5キロの砂浜と海があって、ほかの海岸との最大の違いは護岸がないから海浜草が咲き誇ると。今、多少減っていますけれども、これを復活させればまた昔のような、なか

なかほかの海岸にはないような自然を生かしたビーチが戻ってくると。

もう昔の夏の観光客のように、先ほども冒頭出ました、今年も多少の観光客数が増えたということですが、13万人程度しか夏は観光客というのは見込めないで、これは通年通して何とかしていかなければいけないので、海岸は住宅の一部の付加価値としてインフラ整備をして一流に持っていくと。その要素があるということです、皆さんおっしゃって、その辺を踏まえて次の質問にいかせていただきますけれども、海岸利活用計画の確認ということで質問を出していますけれども、3月議会に否決となりました。

これを踏まえて、何がまずかったのかということで、議会のほうは特別委員会を通じてこの間フォーラムをやらせていただいて、個人的な考え方をチラシでも出させてもらっているわけで、国の補助金の4,000万円を返してけしからんということをよく聞くんですけども、けしからんと言う前に、その前に何があったか。この計画に対して2,000万円のお金を費やしました。その2,000万円の計画は本当に価値があったのかということが全く抜きにされて4,000万円がひとり歩きしていることがありますんで、その辺も踏まえて3月も住民に全く執行部から説明が何もなされていません。

もう半年たちまして、町長と約束してあると思うんですけども、ぜひ、ゼロになった、終わった話ですけども、我々利活の計画案に反対した議員も、御宿の利活用計画そのものにやっちゃだめだということを言っているわけじゃなくて、利活計画は最重要課題だから慎重にやらなくてはならない。御宿の将来を決めることなんで、それはまだ続くということで前向きな質問として、その第一歩として住民説明会をやれるのか、それとも、先に議会とプロが入っていたわけなんで、プロの人たちを呼んで、どういう形でそれを実行していただくのか、ちょっとその辺を町長のほうからよろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、滝口議員さんからもお話がございましたが、この3月臨時会におきまして、この海岸利活用計画は非常に残念でございましたが否決という結果をいただいたわけでございます。

今後、先ほども滝口議員さんからもありましたが、この御宿海岸の魅力といいますか、この魅力を最大限に活用することが御宿町の活力、まちづくりに非常に大きな要素を持つということでございますので、これからこの魅力を最大限に生かしていくためには、海岸の維持保全、さらには海岸環境の施設改善を行っていかねばならないと考えておるところでございます。

2020年を目がけてという一つの目標もあります、総合計画の後期アクションプランもちょ

うど期間的には連動いたしますので、整合を図りつつ国・県の補助金を、可能な範囲で活用しつつ、海岸環境の維持、改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

住民説明会につきましては、議事録をお読みになるとおわかりだと思いますが、かなり長く滝口議員さんにご質問いただいて、最後のほうにその質問があったんですが、私は当然のことながら、この海岸利活用問題は可決されることを考えておりました、可決された後にやはり住民説明会を行っていかなくてはならないという判断でございました。

それが否決ということになりましたので、果たして、私自身の考えとしては、前を向いていくためには、例えばこれから住民説明会を行っても、はっきり申し上げますと議会において行われたように、必ずやはり2つのご意見があると思います。そういう中で、意見をやり交わすということも大事かも知れませんが、私はこういった一つの結果を真摯に受けとめさせていただいて、結果は結果として本当に議員の皆様方お一人お一人、本当にご意見も、私たちも人間一人一人みんな考え方も違うと思う。当然のことです、結果は結果として真摯に受けとめ、これから前を向いていろんな意味でご協議いただきながら、ご意見、ご指導いただきながら、この問題を前に進めていきたいと考えております。

**○5番（滝口一浩君）** ちょっと残念な返答だったんですけども、たしかその否決にかかわらず、2,000万円を使って自信を持った計画と町長はおっしゃっていましたので、当然その終わってから説明じゃなくて中間に住民説明があっても、これはあるべきだと僕は思っているんですけども、それは否決ということで、それはゼロなんですけれども、その廃案ですね。

だとしたら、ここにはプロが入っていますよね。この利活計画には素人の住民の方という言い方はおかしいですけども、海岸利活に関してプロの人が入ってきた。温泉事業でもそうですけれども、責任のとり方ですね。誰がこれはその都度責任をとる。普通、プロジェクトが失敗して大きな代表格の温泉事業を初め、立て続けにこの利活計画。住民の方は議会で否決したからおまえらが悪いみたいなことを言うけれども、議会は否決しちゃいけないというルールはなくて、それなりの信念を持って反対票も投じることがあるんで、それを悪者扱いされるということは、全く議員としていてもしょうがないみたいな感じも受ける風潮もあります。

そんな中で、これは大きな事業だったんで、まず責任の所在。それは町長がトップですけども、その下に専門家の方、有識者の方も入っていた中で、議会からの検証もあった中で、住民説明はなくとも議会にその方々とディスカッションがあってもいいのかなということもあります。でないと、もうその人たちには今後前に進むにあたって、チームを180度変えてチーム編成をしてやっていただく、議会の意向も優先していただいてチーム編成をしていただきました

い。じゃないと、このままあやふやに終わりになって、全くその1冊2万5,000円の報告書も眠った状態になって、それはちょっと今後事業を進めるにあたってもよくないんじゃないかなと思うわけですが、その辺に関して町長どうですかね。

観光課の若い職員たちも一生懸命やったのはわかっています。一生懸命やったのはわかっているんだけど、個人的な考えから言わせてもらえば、指導者が悪かった。そこに入った専門家が悪かった。そういうのも糧にして、もう一度観光課の職員は新しいチーム編成で否が応でもそこに入っていかななくてはならない。本物とは何か。御宿海岸をどういう海岸にしたいのか。課題設定ありきの進め方、ビーチに対する理解不足、盲目的なブルーフラッグ信仰。先生から指摘されていることですが、やっぱりその辺に関しての反省点も全く専門家の方から出てこないというのも、ちょっとおかしな話かなと思うわけで、住民までやれないのであれば、せめて議会内ではじめとして専門家の方に出てきていただいて、どういう思いでこれを書いたのか、ぜひディスカッションをしたいと思いますけれども、新しいチーム編成の前ですよ、それは。そのことを踏まえて町長、どうですかね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この海岸利活用計画につきましては、私は成果品として素晴らしい作品、素晴らしい内容だとずっと思っております。そして、それはご存知のように中にも書かれてありますけれども、100年後にこの美しい海岸を残すんだと、基本コンセプトはこれだと思います。いろんなそのほかの考え方はありますけれども、このコンセプトは素晴らしい、そういうことだと思います。

そういう中で、いろんな部分のいろんなご意見がありますけれども、この海岸利活用については契約行為を行って、そしてしっかりと仕事をさせていただいて、成果品ができた。そういう中での否決をいただいたわけですが、そういう意味で私は非常に残念であると。しかし、この結果は真摯に受けとめさせていただきます。

そして、この基本コンセプトなり内容を長の立場である私自身がしっかりと受け継いで、そしてこれから新しいまちづくりを目指していくと。それを参考としつつ、学びつつですね。私はそう思っております。

下田先生も一つのご意見といたしますか、見解を出されておりますが、それはそれとしてあるのかなと考えますが、私は私自身の考えがございますので、しっかりと。決して100%違うということじゃないんですが、やはりいろんな意味で違うところもございます。そういうことで、この基本コンセプトはしっかりと受け継いで、これからの海岸づくり、まちづくりを進めてい

きたいと考えているところでございます。

○5番（滝口一浩君） ちょっとよくわからないような。町長は下田先生のこの特別委員会で出されました資料はお読みになったということでよろしいですか。それでしたら、今後、まだ進めるわけですが、プロジェクトチームの話なんですけれども、先ほど9月に視察に行きましたオガールでもデザイン会議というものを毎月やっています、東京から専門家の先生の方を数名まめに呼んで、いまだにやっているということです。

何が大切か。ランドデザインが大切だと。一番最初のコンセプトからして、このものをちょっと違うんじゃないかなということに。それは個人の見解といえれば個人の見解なのかもしれませんが、重く受けとめるのであれば、この海に本当にコンサルタントの方、有識者の方がビーチに対してどのくらいの理解を持っていたのかというものでちょっと疑問に思っているんですけれども、町長の中ではその方たちはビーチに関して相当な見識が高い人たちだと思っているんですかね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 100%パーフェクトと言わないまでも、非常に見識は持っておると考えております。

○5番（滝口一浩君） だとしたら、厳しい言い方をするかもしれませんが、今後プロジェクトチームをつくるのであれば、その方たちに外れていただきたい。それは僕の願いです。そのことをお伝えして、先に進めます。

○議長（大地達夫君） 滝口議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時23分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

（午前11時38分）

---

○議長（大地達夫君） 滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。引き続き質問させていただきます。

次の質問ですが、新たな企業誘致の考え方についてという質問なんですけれども、これはただ単に今までの企業誘致というよりも個人のアーティスト、個人も含めた誘致ということで、固有名詞を出しちゃってあれなんですけれども、アーティストといえば代表格、黒沼ユリ子さんが御宿に定住をしていただきました。

一昨日、Eテレの朝の5時から1時間番組で大いにしゃべっていただき、御宿の名前が全国にまた発信されたということを含めて、ただ単に大きな工場とかの誘致とかではなくて、そういうアーティストも含めた定住をこちらからアプローチ、いい会社をさがして、いいジャンルの業種の会社をさがしていったらどうかなど。

これは、先月ウェブ上からとった記事なんですけれども、読売新聞にも載っていましたけれども、なぜか南房総の館山市というのはこういうことに関して先進的というか、早い。どういうわけなのかわかりませんが、ちょっと読ませていただきます。

館山市は企業が宿泊施設に泊まり込みで商品開発などを行う開発合宿の誘致に力を入れている。合宿を通じた館山の魅力を知ってもらうことで将来的に企業の出先拠点、サテライトオフィスの開設につながることも期待している。飛ばしまして、市はこうした企業の動きに注目し、昨年からはヤフー、ソフトバンク、ミクシィといったIT企業など7社に合宿誘致を呼びかけて回った。地元では、ホテルや旅館に合宿環境の整備を働きかけている。市が合宿誘致に積極的なのは、大規模製造業の誘致が困難な中、空き工業施設や空き店舗などを企業に使ってもらうサテライトオフィスの誘致につなげたい思惑もある。

なぜこういう御宿と似たようなところで、インターネット最大手ヤフーが6月、同市内ホテルで2泊3日の幹部合宿を行い、19人が経営戦略などを話し合った。当社広報室は海岸を散歩するなど、開放的な環境の中で新しいアイデアが生まれ、意欲の向上にもなったとするという記事なんですけれども、これをそのままねしてみてもどうかということじゃなくて、館山市は館山市でこういう努力をしていると。

じゃ、我が町はいろいろイベントとか観光で昔からのつながりというか、テレビ局初め新聞社、マスコミとかにつながりを持っていると思うんですけれども、最近企業側から御宿に出店したいということはまず聞いたことがありません。

ひと昔まえはそういうことも多々あったんですけれども、今このとおり相手を選んでそこをさがしてどうですかという、営業ですね。そういうことをしていると思うんですけれども、努力しないより、こういう企業に限らずそのアーティストですね。してみたらどうだろうかということなんですけれども、その辺、観光課長、どう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、企業誘致の現状について先にお話しさせていただきます。

平成26年3月に制定いたしました御宿町企業誘致及び雇用促進に関する条例により、平成27年度から立地奨励金として固定資産税相当額を1社に対して交付を行いました。

また、先ほど議員のお話がありましたとおり、館山市での企業誘致ツアーにつきましては、県が来春までに県内銚子市、いすみ市、南房総市を中心とした30市町村に対しまして企業を30件引き合わせるという「思い出の学舎」等を活用したIT・ベンチャー企業等誘致事業のモデルケースとして先行して行ったものと伺っております。

この事業につきましては、10月に幕張メッセで自治体30市町村と企業、起業家の3,000社に対しまして招待状を送付いたしまして、マッチング事業、超域クラウド交流会2016という催しが幕張メッセで予定されており、この事業に参加し、今後この事業を活用する上で他自治体の状況の把握や活用の方法を研究して、今後の企業誘致に結びつけたいと思っております。

以上です。

○5番（滝口一浩君） 一応、県絡みということを初めて聞いたんですけれども、その宿泊施設の規模やあり方もほかの市町村とは違うんで一概には言えないんですけれども、先ほども出ました、やっぱり海を最大限に活用するという事は、海を眺めながら散歩するという事は最高のライフスタイルだと思っております。

早朝、結構散歩している方も大分いますけれども、リフレッシュにもなりまして、そんな中で御宿町も例えばそういう誘致というか、町有地も結構何百坪、何千坪、何万坪という単位であって、それに見合った企業誘致のほうは御宿町としてはどうなっているのかはどうなんですかね。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 企業誘致だけでなく、他課の事業とも一緒に、定住化も含めて一緒に進めていきたいと思っておりますので、今後この事業も活用しながら進めていきたいと思っております。

○5番（滝口一浩君） 個人のバスツアーの定住ツアーだけじゃなくて、それはそれとして、これはこれと、家庭用業務用という言葉を使わせていただければ、やはり御宿には大きな企業も、ちょっとほかと比べて乏しい。ホテルも一流どころを本来なら誘致して、1つぐらいすばらしいホテルがあってもいいかなというあれはあるんですけれども、夢物語はちょっと置いておいて、先に進めていきます。

現実に戻りまして、いすみ医療センターの改革プランについての話ですけれども、先日いすみ、組合議会のほうですけれども、いすみ医療センターのトップ、いすみ市長の太田市長自ら

見えられまして、3年後の改革プランについて議会説明をいただきました。

要するに、組合の病院から独立した法人化、経営トップを専属で迎えて、その人の手腕でという改革プランではありますが、どこがどういうふうに、では変わっていくのか。建設費用は1市2町で出したわけで、赤字補填も毎年している中で本当にそのプランを御宿町も一緒に賛同していくべきなのかということに関して、現段階での町のほうの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） いすみ医療センターは御宿町、いすみ市、大多喜町で構成される一部事務組合で運営する公立病院であり、長きにわたり夷隅地域の中核病院として地域の皆さんの診療に取り組んできたところです。

しかしながら、現状は医師・看護師等の医療資源不足等により、平成27年度決算において1億5,000万円弱の赤字という厳しい状況に置かれています。新公立病院改革プランにつきましては、総務省策定の新公立病院改革ガイドラインを踏まえて、今年度中に病院が策定することとなりますが、その中で継続的に医療を提供していくための運営形態として地方独立行政法人化を明記し、今後も夷隅地域の中核医療機関として地域住民へ貢献したいという提案を病院より受けています。

病院によりますと、現状の一部事務組合による運営の場合、次のように病院運営にそぐわない側面を有しているということです。

1つ目が、運営責任者が地方公共団体の長であり、直接病院運営に携わるものではないこと。

2つ目が、職員採用において定数枠の縛りを受けるため、柔軟な勤務体制に対応しにくいこと。これは日勤や夜勤専従の正規職員の採用が困難であるということです。

3つ目が、地方自治法による予算単年度主義や、随意契約の金額制限を受けるため、高額な機器等の更新の際の手続きが煩雑かつ経営効率に難があるということです。

これらをクリアする経営形態として、地方独立行政法人化が最も適しているという病院の意向を受け、今回の病院改革の協議に至りました。

町といたしましても、今後、独立行政法人化に向けて協議を進めていきたいと考えております。

○5番（滝口一浩君） 他の市町村でも、独立行政法人化は進んでおります。あと、これは明暗が分かれて成功している病院、失敗している病院、自治体が重く負債を抱えている現状も多々ある中で、実際に行政独立法人となったからといえども建物に対する35年の起債、これは

消えないと。あとは、赤字部分が黒字になれば負担は減りますよということですがけれども、実際黒字になる保障というのは全くない中で、私立病院というより、この独立行政法人という立ち位置がいまいちよくわからないんですけれども、その辺に関して町長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この夷隅地域にとって、いすみ医療センターは非常に重要な医療機関であると認識しております。今、経営に参加している経緯については今、保健福祉課長からございましたが、今後やはり私自身も御宿町はこの独立行政法人に向けて参加していかなければいけないと、いきたいと考えておるところでございます。

平成19年に公立病院のガイドラインが国で示されまして、徐々に公立病院がこのような独立行政法人化になっております。先般の管理者、太田いすみ市長からのご説明もありましたけれども、これは経営改善のための独立法人化でございますので、当然その目標に向かって進めていくと。

非常にいすみ医療センター、大きな運営費がかかりますが、管理者でありますいすみ市においてはかなりの割合でご負担をいただいているという現状でございます。そういう中で改革の方針を示すということは一つの大きな決断でございますが、皆様方のご理解、ご指導いただきながら、私も進めていきたいと考えております。

○5番（滝口一浩君） 今の段階でまだ時間があるので、あと3年の間にどうなるか、私も一応委員としてこの事務組合のほうの総会とかに出ているわけですがけれども、今の段階で大体の負債というか償還金というか、昨年度どのくらい御宿町が負担している。わかれば保健福祉課長のほうから。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 病院建設についてお答えさせて……

○5番（滝口一浩君） 病院建設費の町の年間の費用負担と赤字負担です。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 新病院建設に係る企業債の元利合計の費用は、53億1,137万7,000円となっております。構成市町は国の繰り出し基準に基づき、その3分の2を負担しており、負担割合は、いすみ市79%、大多喜町15%、御宿町6%となっております。

企業債の償還は平成19年度から平成51年度までの33年間となっており、御宿町分は2億1,245万円であり、平成27年度までに5,449万円を支払っており、残額は1億5,796万円となっております。

27年度決算で申し上げますと、653万5,000円です。これに加えまして通常分、先ほど議員さんがおっしゃいました赤字補填といたしまして、2,122万円を支払っております。

以上です。

○5番（滝口一浩君） 我が町にとっては大きな負担ですけれども、地元と言っておかしいですけれども、いすみ市は相当なパーセンテージでの負担を強いられているということです。

やはりこの病院改革も、その専門のトップを招いてしっかりやらないと、ますます人口は減るし、選ばれる病院から外れたら大変ごとですんで、一応1市2町、足並みをそろえていくということなんで、よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、町駐車場全体のインフラ整備について質問させていただきます。

町駐車場全体の整備方針、計画などがあればお聞きしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 現在、町が運営を委託している駐車場135台、期間を定めて運用している駐車場222台、町から漁港専用により観光協会が運営している駐車場208台、全体で565台分が活用されており、現在のところ維持管理をしていることが現状でございます。

平成26年度には中央駐車場の区画線の引き直しを行ったほか、今年度平成28、29年度の2カ年で整備を浜海岸、浜護岸裏駐車場の舗装工事につきまして、本年度と来年度の2カ年で整備を予定しているものでございます。

全体計画といたしましては、今後の駐車場修繕と同様、優先順位をつけながら行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（滝口一浩君） 駐駐車場の話もまだ固まっていませんが、整備をしていくということも聞いております。そして今、中央駐車場の白線と浜海岸の舗装の直しですね、言っておられましたけれども、正直この20年で岩和田初め須賀、中央、浜の駐車場が大幅に変わっていないですよ。全く昔のままというか、ちょっとお粗末な駐車場なのかなという気はします。それは無料であれば多少は我慢できても、1,000円取っているわけですから、きれいに当初予算にそれ相応の予算を組んで、やるのであればきちんと1カ所ずつ絵を描いて、植栽を含めた、遊歩道を含めた、側溝を含めた駐車場整備を行っていただきたいという希望です。

というのも、浜駐車場の2カ年計画といいますが、多少アスファルトを盛ったぐらいで、今どういう状況になっているかというのを私も毎朝見ているので、ちょっとそれはいろん

なとり方で業者さんとの問題、役所の予算との問題で一概に言えなくて、そこを突つつくわけじゃないんですけれども、一住民目線からしてみれば、いまだに駐車場と道路の間の水たまりは解消されていません。そして、お金を取るような駐車場ではないですよ。

もうちょっとしっかり計画をして、絵を描いて、こういうふうになりますよという、お互いウイン・ウインの関係で業者さんにもいい、観光課、町にもいい観光客にもいいというトリプルで整備してもらわないと、今どきこんな駐車場の整備なんてあり得ないと思うんです。そこが不安になるんで、町の駅前駐車場のそういう計画も、コインパーキングということをやるのは結構なんですけれども、しっかりとした計画をつくってほしい。

ということは、お金がないのかなという、予算ですね、という勘ぐりが出ちゃうわけですよ。次の質問にも入っているんですけれども、駐車場料金の収入が駐車場のインフラ整備に一部は充当されているかもしれませんが、全くされていないんじゃないかなと。

これは観光費として先人がいろんな分け方で観光協会なり岩和田漁協組合なりにお金を落とすという、そういうことも踏まえて、そのイベントに使ってはいけないというものではないですけれども、駐車場料金は駐車場インフラ整備のために使うべきじゃないかなと思うわけで、人件費もかかりますんで、各駐車場が幾らぐらい残るかわかりませんが、それを積み立てていって10カ年計画でやれば相当、特にビーチフロントの駐車場は全て整備し直せると思うわけですね。その辺に関して、お金の流れがどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 駐車場料金についてのご質問でございますが、駐車場施設整備だけでなく、議員おっしゃるとおり、観光施設整備、海岸監視員の費用、観光イベント費用、観光啓発事業など、観光に要する経費として支出をしております。

駐車場料金について、廣い意味で観光予算として使用してまいりたいというところから、こういう支出をしております。駐車場の維持管理といたしまして、小修繕の実施や清掃、駐車場料金徴収員のお迎えする気持ちの醸成などに取り組んで、来られる方にそういう気持ちを伝えていけるような取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（滝口一浩君） ぜひこれはしっかりと、当初予算に丸1つ違うぐらいの義務、それを使えということじゃないんですけれども、つぎはぎだらけの駐車場整備じゃなくて、本気で全てゼロからやれる、きれいな駐車場整備をしていただきたい。

4年後にはぼ一宮でサーフィンのオリンピックの大会も開かれると思うんで、外房も注目を浴びると思うんで、いまだに外房の海という、知らない人たちも大勢何だかしらの形で来られると思うんで、外国人も含めそういうビーチフロントのインフラ整備にはお金を優先的に使っていただきたい。

そのための駐車料金ですから。たとえ、それを逆に、よくただにしろとかという声も聞かれるんですけども、ただはただの場所があってもいいと思うんですけども、ビーチフロントは2,000円取ってもいいと思うんですね。お金がもしないのであれば。そのかわり、気持ちよい空間をつくっていただけたらと思います。

ちょっと1つだけ住民の方から言われていて、これは前にも言ったんですけども、月の沙漠記念館道路付近、町トイレの浄化槽の上で車をとめさせて駐車料金を取る行為がいまだにある。町有財産を貸してそこで営業されるのは結構なんですけれども、浄化槽の上で車をとめさせて駐車料金を取る行為ということは、知っていると思うんですけども、なかなか注意してもそのときばかりで、どういうふうになっているかわかりませんが、ちょっと指摘を受けているんで、その辺、これはルールがやっぱり肝心なんで、例えば橋の欄干にのぼり旗なんかも、平気で毎年やっていて、これじゃ二流のビーチから抜け出せないんで、その辺、徹底的にやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、課長なり町長どうですかね。町長、ご存知だと思っんですけども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 前にもご指摘いただいたと思いますが、確かにあの浄化槽あるいはあのトイレ脇の土地については、町有地と認識しております。そういう中で、そのような行為が行われているということはよろしくないことであると思いますので、またしっかりと指導していきたいと思います。

○5番（滝口一浩君） よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） では、ここで13時30分まで休憩します。

(午後12時06分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(午後 1時30分)

---

○議長（大地達夫君） 滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

一番最後に、老朽家屋、荒廃地対策についてという質問をさせていただきます。

空き家対策特別措置法、略して特措法と呼ばれていますが、昨年5月に施行されましたが、空き家対策を町としてどのように進めていくのか、対策として一体何を始めるのか。この辺に関してはまだ1年足らずということもあって、なかなかほかの自治体も頭を悩ます大きな問題だと思うんですけども、そういうことを踏まえて、先陣を切って我が町はどのようにしていくか、ちょっとその辺をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、空き家対策というご質問でございますが、空き家対策特別措置法につきましては、議員ご発言のとおり平成26年11月27日に公布、平成27年5月26日に施行され、空き家等について防災、衛生、景観等の観点から生活環境の保全や、有効活用について具体的な取り組みを行うため、対策計画の策定や行政上の措置権限について明文化されたところです。

市町村責務といたしましては、空き家等の実態を調査・把握し、適正な対策計画を立てた上で必要な措置を講ずることとされており、県のリーダーシップのもと実態調査マニュアルや計画策定マニュアルの調製が行われてまいりました。

これまでの取り組み及び進捗状況でございますが、昨年度は3回の全体会議が開かれ、実態調査、計画策定マニュアルが策定されており、今年度はこれまで2回の全体会議が開催され、特定空き家、いわゆる危険建築物の判断指針や相談マニュアルの策定について検討が進められております。

今後の見通しといたしましては、土木事務所単位における団体間調整を行いながら、来年度以降、順次実態調査及び計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

実際に法規定の運用開始にあたっては、計画策定期間等を考慮しますと、先の産業建設委員会にてご報告いたしましたとおり、2から3年程度要するものと考えております。

空き家対策につきましては、法の趣旨にあるよう防災、衛生、景観など、地域住民の生活に大きく影響することから本来、ただいま滝口議員さんご指摘のとおり、市町村としてもリーダーシップを図りながらというご意見もございまして、当然積極的に進めてまいりべき課題ではございますが、そういった判断指針等も各団体同じ判断指針を統一する必要があることから、近隣団体と足並みをそろえながら、丁寧かつ速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○5番（滝口一浩君） 特に住民から、住民は細かなそういう権利だとかお金がかかることとかを抜きにして、廃屋や老朽化した周囲の建物、民地についての老朽化した建物を指摘されるわけですね。

そんな中で、例えば全体、町を見渡す限り、これを一つずつ片づけるのは、相当苦労があるとは思いますが、ピンポイントで焦点を絞って、高齢化ということもあって、町有地を貸していた人が例えばもう年をとって後見人を立てなきゃいけないような事態も、これからどんどん出てくるわけで、それを待っていて、その建物が例えばの話、町有地で個人所有の建物の老朽化としてその人と話ができないようなこともあって、それが町の俗に言う一等地だったとしたらということもあって、そこをピンポイントでまずモデルとしてやってみてはどうかということをお考えですね。

特に一番皆さんが思うのは、須賀のあの場所といえはすぐわかるような場所だと思うんですが、シトウさんですね。100歳越えてうちの祖父とかと同じ時代の人なんですけれども、本当に長生きなんですけれども、なかなか決着がつくようなことになりかねない。そこをまず最初にどうにかその特措法を使ってうまくできないか。その辺はわかれば、個人的な見解でもいいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまご質問の個人等の危険建築物の対応でございますが、議員ご承知のとおり、現段階におきましては個人所有の物件等については行政上の強制執行は困難なことから、安全面や景観等の観点から所有者等に対し、必要に応じ対策を講ずるよう要請しているところでございます。

先ほどのご質問でも、既に法が施行されていて、あとは運用するにあたっての指針を今まとめている段階でございます。今ご質問にあります特措法が完全に運用されますと、税制上の措置や行政代執行など、行政上の措置権限が規定されたことから、今後につきましては危険建築物、いわゆる法規定による特定空き家の判断指針や対策計画が策定された段階において、丁寧かつ適切に法令に基づく制度運用を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、特措法に基づきましては段階がございまして、指導・勧告・命令等、一定の手続きを順次とった後で、最終的には行政権限に基づく代執行措置というようなところまでございます。ただ、特定空き家に認定するその基準というのが、運用する各団体でまちまちであっては不公平感が生じることから、今現在、県の土木事務所単位でその指針、判断マニュアルを調製中でございますので、そのマニュアルが整った段階において、段階的に丁寧に理解を求

めながら進めてまいりたいと考えております。

○5番（滝口一浩君） わかりました。

○議長（大地達夫君） 滝口議員、個人名の発言はご留意ください。

○5番（滝口一浩君） はい。なかなか段階がある中で、そういうことと認識した上で、ほかにも民地、私有地の老朽家屋もたくさんこれから出てくる中で、町有財産の老朽化した建物等もあるんですが、今回は時間がないのでそれはまた次回に回して、それを1つずつやっていたらなかなか時間も足りませんので、先に進んで。

最後なんですけれども、この前の台風9号で思ったんですけれども、里山に限らず杉の間伐計画等の策定を早急に進めるべきではないかと思うわけです。

その辺に関しては今回も、数カ所道路が通行どめになる事態が起きました。山の所有者に対して、先ほど課長も、特措法の中で指導・勧告・命令という文言も入りましたけれども、よく聞く、里山の間伐材は転がっているけれども、なかなか町有地じゃなくて、民間の山所有者の関係上手が出せないとか言われるんですけれども、今回の台風とか、専決で道路等にその山から崩れた木が、倒木がかかった場合は早急に片づけますよね。

今回の被害は1,500万円、2,000万円程度の町負担が間伐に限らず発生しているというところなんですけれども、その辺がちょっと聞きたいんですけれども、県道とか町道によってもその費用の割合は違うと思うんですけれども、その山の所有者に対しての指導とかなされているのか。それで、もしその後片づけの場合、請求とかはできるようなものなのか。その辺がちょっと不透明なんで、その辺も踏まえて間伐計画に関してやっぱりふだんから手を入れなきゃいけないということは皆思っているんですけれども、そこはなかなかやっぱり予算の関係、人的な関係もありますけれども、まめにしていかないと、今回いい経験があったんで、その辺も全体含めてお答え願えますか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいま滝口議員さんのご質問、道路の関係も中心でございましたので、私のほうから最初にお答えをさせていただきます。

まず、雑木等の倒木につきましては、滝口議員さんご指摘のとおり年々増加傾向にあり、その対応に苦慮しているところでございます。今回の台風9号におきましても、強風の影響により倒木が多数発生し、皆様に大変なご不便をおかけいたしました。道路管理者として交通の確保を第一優先に掲げ、夷隅土木事務所と連携を図るとともに、撤去処理については各課協力体制のもと、早期の復旧に努めたところでございますが、電線等に接触しているものについては

東電による処理が必要なことから、一定の期間、通行止めをせざるを得ない状況となりました。

沿道の林地所有者等につきましては、道路法に基づき対策について要請をしているところですが、山林等については土地境界が未確定な箇所が大半であり、管理責任者の特定を含め効果的な対策が進んでいないのが実情です。今後も林地所有者等に対し引き続き協力を呼びかけながら、粘り強く対応してまいりたいと考えております。

また、道路等の倒木の請求、それからどの程度の林地所有者に対する要請ができるのかというところでございますが、道路法の規定に基づきまして、道路管理者による道路の安全通行の確保というものが道路管理者の責務としてございます。ですので、倒木等が発生いたしまして、道路の機能が損なわれた場合につきましては、速やかに対応するために仮に民地の倒木であったとしても、道路上に出ているものについては通行の確保を第一優先に掲げて実施をしているところでございます。

また、所有者等に対する要請につきましては、道路法に基づきまして道路の沿道に土地を所有する方については、道路の機能を損なうようなことをしてはならないと、損なわないように努めなければならないということで義務規定が課せられておりますが、それに対する罰則等、また、負担に対する具体的な規定というのは法に規定をされていないものですから、道路法に基づいて所有者の役割、義務について通知等で要請しているのが実情でございます。

こうしたことから全体的な対応策については引き続き検討が必要だと思っておりますが、粘り強く所有者等にもお声がけをしながら適正な管理が進んでいけるよう、今後も引き続き努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○5番（滝口一浩君）** 里山に限らず、町なかでも行政区の土木の役員さんとかも山に入っちゃってちょっとそういうふだんからの伐採等、あと民間の所有者等の面で苦勞していることはよく聞くんで、その辺も踏まえてやらなきゃ、前に進めなきゃいけないようなことだと思うんで、大変かとは思いますが、ぜひよろしく願いします。

最後に、質問というより、何回も出ますけれども紫波町のオガールという今、日本で一番先進地というか視察が多いモデル地区とされていて、ちょっともてはやされている感もあるんですけども、産学連携という意味でも注目されています。

とは別に、同じ時期よく比較されるのが青森のアウガという、やっぱり駅前の都市整備計画。こちらは280億からの負債を抱えて、今も副市長が大変なことになっているようなことが今マスコミ初めメディアにばんばん出てきていまして、よく紫波町とこの青森アウガが今比較されるわけですが、今後、利活の問題もありました。その上で、今度C C R Cというものが

挙がってきているわけですが、海外にある成功事例を日本型、丸々横文字として、さも新しいかのように見せつつ、実は旧来地域組織への補助金事業ということは地域政策によくあ  
ることです。

最近では、高齢者を地方に移住させる日本版C C R Cといったのも類似例です。こちらも欧  
米では民間中心の高齢者向けビジネスなわけですが、日本では地方自治体などが高齢者住宅を  
つくるための補助金、交付金獲得ネタとなってしまうそうです。

ということは、全国でC C R Cに手を挙げているところは、千葉県は少ないんですけれども、  
結構ある中で、やはり成功事例というのはない。ということは、始まったばかりで、アメリカ  
とか先進地はもう民間のお金持ちの企業がこれを成功させて、日本からも、そこに住んでいる  
方たちは結構快適に暮らしているという話をよく聞きます。

御宿町でも策定をこの前、プロポーサルの中で今後の計画を練る段階まで来てはいますが、  
も、実はその先にある事業費というものは御宿町の負担になると思います。決して全てが補助  
金で回るような事業ではないと思うんで、その辺に関しては通告にありませんし、後の議員か  
らも質問が出ていますんで、しっかりと心して進めていただけたらと思います。

私の質問は終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で5番、滝口一浩君の一般質問を終了します。

---

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（大地達夫君） 続きまして、1番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

（1番 瀧口義雄君 登壇）

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。議長の許可がありましたので、一般質問をさせてい  
ただきます。

通告に従って順番にいきたいと思っておりますけれども、多少前後しますから、ご容赦くださ  
い。

そういう中で、最初の質問ですけれども、質問の主旨は保護者の軽減策をしていただきたい  
と。保育所、小学校、中学校に対してです。そういう中で、まず、おんじゅく認定こども園の  
建設に関して今までの建設費の一覧表を出してありますけれども、5億3,920万円ということ  
ですけれども、この質問書を事務局に提出したのが8月26日です。

そういう中で、この議案をいただいたのが9月8日で、ちょっとカビが生えてしまっている  
部分もありますけれども、一般会計補正予算で、こども園関係の計上も補正されておりますけ

れども、来年の開園までということでこの補正がどうあるかということと、起債に係る年次償還と交付税算入の見込み、また、園児数の推移と年齢別入所比率、通園バスの利用状況と安全対策、0歳児から2歳児までの通園は保護者が送迎になるのか、また保育士の給与・待遇について、保育所運営に係る正職員と臨時職員の数、公用車について、認定こども園、来年のその維持管理費の見込み、保育所跡地の利用について方法はあるのかと、方針はあるのかということとを、とりあえずまとめて読みましたけれども、一問ずついきたいと思っています。

まず、開園までに補正予算を計上する予定はあるのかと。9月分は出ていますけれども、それを含めて開園までどのくらいかかるのかと。お願いします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 開園までに補正予算を計上する予定はあるのかとのご質問でございますが、今定例会に補正予算計上したほか、12月定例会において需用費の計上を予定しております。

今定例会におきまして、補正予算を計上させていただきましたものは、机や椅子などの備品類等について保育所と協議し、ようやくまとまりましたので、備品購入費として1,512万7,000円を計上したほか、電話設備関係として電話料6万円、電話機リース代4万円、機械警備の委託料として1万円を計上しております。そのほか、12月議会において需用費の消耗品費の計上を予定しております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 建設費は5億円以内と議会や広報で発表しております。7月15日に祈願祭が行われ、本格的な工事着工になりましたけれども、開園時までには実質的6億前後になるんじゃないかなと思っています。

通常、私たちでも新築、リフォームするときはあれもこれもとお金がかかっていってしまいます。しかしながら、1年もたたずに5億円オーバーです。東京オリンピックの話を出せば微々たる話ということになってしまうんでしょうけれども、僕らもあのときで5億円以内というのはなかなか難しいと思っておりましたけれども、やっぱりこれは6億近くになると、1割ぐらいアップすると。1割ですね。

そういう中で、わかるんですよ。新築するときはどうしてもあれもこれもとさっき言ったような形で出てくるけれども、どこでこの見積もりが違ってきたのかと。委員会もあった、また、内部でも精査したという中で、着工してまだ数カ月です。土木工事は始まっていたけれども、どういうことなんでしょうか。

やっぱりそれは廣報で5億円以内と私たちも聞いておりますけれども、別にオーバーしちゃいけないと言ってるんじゃないんですけれども、どこで見積もりのミスが出てきたのかと。町長、あなたが発注者です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その時々の方の会議において、幾分かずつ増えるということはお報告させていただいておりますけれども、また委員会の中でもそのようなことをお話をさせていただいておりますけれども、一般的にはかなり単価も上がっているのかなと。資材単価ですね。そういうことが多く起因しているのかなと考えております。

○1番（瀧口義雄君） この建設のときにあたって、労賃、資材、オーバーするというのは、3.11の後だということも承知して組み立てたわけなんですけれども、結果的にはこういうことですよ。資材、労賃、オーバーするのは当時としても今としてもそれは考えられる話で、豊洲市場の話の話を聞けば、ごみみたいな話かもしれないですけども、この小さな町で町長がそういう言い方をして1年もたたないんですよ。それがいかなものかと私は言っているわけです。

次に移ります。起債に係る年次償還金と交付税の算入の見込みについて。

前回ちょっと聞いておりますけれども、予算のときに。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 認定こども園建設事業の起債でございますが、既に実行済みの建築実施設計費及び造成外構設計費分の1,350万円を加えまして、起債総額3億9,080万円。年次償還予定額は平成28年度1万5,000円、平成29年度から平成31年度が各年度489万円、平成32年度が2,636万円。

○1番（瀧口義雄君） 課長、最終年度で結構です。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。合計いたしますと、元利償還予定額は4億874万円、交付税算入見込額は2億4,198万円で、町の実質負担額は1億6,676万円を見込んでおります。

○1番（瀧口義雄君） それと、その認定こども園建設事業債ですね。交付税の入らないやつね。それはどのくらいになるんですか。ひっくるめちゃったんですか。元利償還金と交付税算入と、差し引き実質負担額がありますよね。それは緊急防災・減災事業債ですよ。それと、もう一つは社会福祉施設整備事業債ですよ。これが今、担当課長が言ったのを算入するという、最終年度幾らになるんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ただいま申し上げましたのは緊急防災・減災対策事業と、た

だいま議員さんがおっしゃいました社会福祉債、一緒の数字でございまして、社会福祉施設整備事業債は最終的に6,305万円を借り入れる予定になっております。

○1番（瀧口義雄君） 今、実質的にはちょっと違いますね。最終年度で幾らになるんですか。

○企画財政課長（田邊義博君） 年度の支払いで……。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、総計で結構でございます。これは交付税算入がないと。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 現ナマでいくと、借りたものが4%の金利で、20年で3年据え置きでいくということですよ。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で、この社会福祉施設整備事業債というのはトータルで幾らになるんですか。今、課長が言ったのを含ますと。わからなければ後で結構です。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ただいま申し上げました6,305万2,000円というのが、これが交付税措置のない社会福祉施設整備事業債でございます。

○1番（瀧口義雄君） いや課長、いいですか。これは28年度にもらったやつなんですけれども、もう7,720万円で計算されていますよ。失礼ながら、これはあなたが出したやつです。局長経由で私がもらいました。あなたが出したやつです。それにプラスするというものですから、それは後で計算してってください。

次ですけれども、今度の補正は起債にどう組み込まれるのかということと、児童福祉施設建設等基金の運用について。1億7,000万円、27年度決算でありますけれども、これはどうやって最終的に使っていくのかと。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 児童福祉施設建設等基金でございますが、昨年度は造成外設計費に610万円繰り入れまして、今年度は建設工事に8,622万4,000円、外構工事に3,958万5,000円、備品購入に1,512万7,000円などで、合計で1億6,253万円の繰り入れを現在しております。

○1番（瀧口義雄君） ということは、残高が28年度では約1,000万円近くということですね。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 28年度末の残高は、1,750万円を見込んでおります。

○1番（瀧口義雄君） いいですか、これを使い切らないんですか。残すんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 結果的に残るような計算になっております。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。要するに、起債の部分がこれを繰り入れれば4%減るじゃないですか。全体でいえば微々たるものかもしれないけれども、将来的に工事があるという形で残すのもわかりますよ。これは簡単に言えば、こども園建設のための基金を積み立てたと。将来的な負担を減らすために、ですよ。だから、使い切ってゼロという形もあり得るのかなと思ったんですけども、それだけです。思っただけですから。

次にいきます。園児数の推移と年齢別入所比率。簡単でいいです。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 園児数の推移につきましては、4月1日現在の数値となりますが、平成26年度は133名、平成27年度は106名、本年度は110名でございます。ここ3カ年の平均は116名となっております。また、年齢別の入所比率でございますが、本年8月1日現在で0歳児は11.1%、1歳児は42.3%、2歳児は32.3%、3歳児以上はいずれも100%でございます。全体の入所比率は65.9%でございます。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 乳児ですね。0歳児から2歳児までが大変少ないということで、いろいろと社会資本の整備、育児休暇制度等が充実しているというのと、また、乳児ですから保護者と長くいたいという感覚もあつてと思うんですけども、東京都ではその辺が一番不足しているという話も聞いておりますけれども、育児に手がかり、入園させる必要がないのかというのも一つありますよね。

という中で、どういう感覚でいると思いますか。全体で65%。35%まだ。御宿は待機児童ゼロでございますから、どういう理由で、どう考えられますか。また、それに対してどう対応しますか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 家庭によっていろいろな考えがあると思いますが、この前のこども園の建設委員会に出ていただいた保護者の代表の方は、未満児については自分がそばに置いて育てたいと、そうおっしゃる方もいらっしゃいます。また、仕事の都合でもちろん預けたいという方は多々いらっしゃいますので、待機児童を出さないように保育士の手当てをしてまいりたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） あとは、通園バスと安全対策について。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 通園バスにつきましては現在、御宿保育所の3歳から5歳児において実施しております。利用人数につきましては、線路から山側で22名、海側が17名の利用でございます。利用率は42.4%です。また、安全対策としましては、保育士が必ず同乗し、保護者の方へ引き渡しをしております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） あと、0歳児から2歳児は新しい園ができて、それは保護者の送迎という形でよろしいんですか。

○保健福祉課長（埋田禎久君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。そういう中で、全体として42%という、これは何でこの利用率が少ないのかということと、今度は御宿台に移転、4月以降ですね。保護者の利便性を考えて、通園バスのこれは変更が必ず必要になってくると思いますけれども、2段階でやるのか、あるいは、運行ルートは当然変えなきゃいけないのはわかっていますけれども、それと、ご案内のとおり高齢者の町です。4月以降の園に乗り入れるのは、1日何台ぐらいあるのかという想定をしておりますか。それに伴う安全対策ですね。さっき言ったのはバスの送迎の安全対策、今言っているのは御宿台が移転した後の安全対策。私はそっちのつもりだったんですけども、その3点、含めて4点ですね。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 現在のバスは朝の迎えが1便、帰りが2便となっております。御宿台に移転した後につきましては、迎えを2便、帰りを2便ということで今考えております。

それで、利用についてのアンケートですが、今、園長先生がつくっております、今月中にはアンケートを実施する予定です。

また、御宿台に移った後の安全対策ですが、やはり朝の8時半前後というのはバス、あるいは保護者の方の車が集中する時間でございます。御宿台は高齢の方も多くいらっしゃいますので、事故等起こらないように朝の時間帯につきまして、シルバー人材バンクを活用しまして、警備といいますか、交通整理をしたいと考えております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） もう1点、幼稚園コースと保育園コースがあるんですけども、そうすると時間差があると思うんですけども、これはバス1台に乗っけちゃうんですか。そうすると、時間帯を少しずらしたというお話を聞いていますけれども、一緒のお帰りになるんです

か。当然違った形になるけれども、3時過ぎれば個人が迎えに行かなきゃいけないんですか。定時ですね。3時とはいわないんですけれども。

それと、トータルでどのくらいの職員含めて、臨時職員含めて、関係者含めて、どのくらいの1日、車が来ると予想されておりますか。計算していなかったら結構です。ただ、帰りの時間は2つになるんじゃないかなと、今までの説明を聞いておりますと。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 帰りの時間につきましては今現在、短時間保育というのがございまして、それが終わりが3時30分です。標準時間というのがありまして、その終わりが6時30分になっております。たしか3月でしたか、議員さんから幼稚園コースの時間が保育園コースの時間と違うのはいかがなものかというご意見をいただきまして、町長に相談しましたところ、一緒のほうがいいということになりましたので、その3時半に幼稚園コースを合わせることにいたしました。

車の数でございますが、申しわけございません、今よりは大幅増えるという想定はしておるんですが、何台というところまではまだ計算してございません。

○1番（瀧口義雄君） はい、結構です。

次に移ります。保育士の起用・待遇について。

27年度において、昨年そういう言い方をしましたけれども、5級から6級までに変更になったということを聞いております。そういう中で、なぜ6級で壁をつくるのかと。ブロックする根拠をまず示して、総務課長ですか、示していただきたい。

採用時の契約ならこれはやむを得ないと。御宿町は変えまして、1表です。任期つきでさえという言葉は悪いかもしれないけれども、7等級までいける要素はあります。6等級、7等級にするのは権限を持っている人の判断ですかと。それはわかるんですよ、一般職は。でも、7等級にしろと言っているんじゃないんです。7等級までいく道を閉ざされていいのかと。国でも保育士、介護関係の待遇制度の見直し等取り組んでいます。

そういう中で、条例ではそうなっていますが、規約か規則か要綱かわからないですけども、条例に基づいて規約は出てくるということでもよろしいですね、規則も。そういう中で、基本的な権限だと思うんですけども、どこの理由で6等級どまりなんですか。それは前回もそういう言い方したけれども、判然としなかった。憲法までは持ち出しませんが、採用のときにおまえは5等級だという条件で採用されればやむを得ないと思う。ただ、僕は7等級にしろとか6等級にしろとか言っているんじゃないです。あなたたちが自分たちで課長と主幹

は7等級だと内規で決めているからそうなんじゃないんですか。それは自分の身勝手の話でしょう。

条例は1表で議会を通ってるんですよ、変更のときに。今まではその労賃とかいろいろと何票もありましたけれども、1表でございます。保育園という現場でありますけれども、どこに根拠があるんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 保育士につきましては、福祉職として採用され、専門職として勤務することとなりますが、例えば新卒者での比較では一般行政職と同じ給料表を適用しておりますので、給与体系等について、また他の待遇について一般行政職と相違はないものと考えております。

また、現在の保育所長につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例第5条第2項におきまして、行政職給料表に係る等級別基準職務表により6級を基準とする職務に位置づけられ、職員の職の設置に関する規則により上司の命を受け事務をつかさどることとされております。

所属に関しましては、保健福祉課に属し、課長の命を受け保育所に関する職務を掌理し、かつ所属職員の指揮・監督をする職務内容、責任の度合いから管理職として条例で位置づけをしているものでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは規則で定めてあるわけですね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 地方公務員法の改正によりまして、条例によりまして、標準的な等級別基準職務表という中で6級職と位置づけをしております。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、この御宿の条例で6級職ということをやっているんですか。前回までは5等級でしたよ。条例の変更はなかったと思うんですけれども。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 以前は規則で定めておりましたが、地方公務員法の改正によりまして、そうした給与表の等級別の分類の基準となる職務内容を示すものについては、条例で定めるようにというような改正がございまして、改正をさせていただいて今は条例に位置づけさせていただいているということでございます。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。

○総務課長（大竹伸弘君） 条例を改正をいたしまして、規則にありましたそういった職務の

基準となるような規則でうたっておりましたものを、条例のほうに追加をいたしまして今は適用させていただいて。

○1番（瀧口義雄君） すみません。いつでしたでしょうか。

○総務課長（大竹伸弘君） この4月からの施行になっております。

○1番（瀧口義雄君） だから、それは3月の議会に出てきたと。

○総務課長（大竹伸弘君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 6等級で定めたと。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） はい、等級別基準職務表で、6級職の中では班長、それから……

○1番（瀧口義雄君） それはわかります。わかりますけれども、それは御宿だけですか。全国の法律ですか、これは。

○総務課長（大竹伸弘君） はい。地方公務員法の改正による中でそういったものを条例で定めなさいというようなことになっておりますので、全国的に条例化をされているものだと思っています。

○1番（瀧口義雄君） ちょっとミスりましたけれども、わかりました。

次に移ります。保育所運営に係る正職員と臨時職員の数。ちょっと、まず言っていたかと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 正職員については、御宿保育所が8名、岩和田保育所が5名の計13名でございます。また、このうち現在2名が産休、育休中でございます。臨時職員については、調理員を含めまして御宿保育所が5名、岩和田保育所が5名の計10名でございます。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） これが今度は園になると1つになるという中で、この職員数に関してなんですけれども、まず障害のある園児がいますけれども、これは保育定数ではなかなか難しい対応ではないかなと。事故のある可能性もあるし、障害のある園児には1人に1人、また状況にもよりますけれども、そういう状況が必要になってくるのではないかなと。

そういう中で、参考までに御宿小学校ではどういう、中学校では、どういう形をとっているかと。保育園ではどういう対応をとるのかと。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 御宿小学校と御宿中学校における障害を持った児童生徒への対

応につきましては、県費負担教職員の中に特別に支援を必要とする学級を担当する専門の先生方が御宿小学校には3名、御宿中学校には2名、在籍しております。

それに合わせまして、町のほうで採用させていただいて特別支援教育支援員という立場で教員の補助に入りまして、実際教室で子どもたちの支援をしている者が御宿小学校で4名、御宿中学校で1名、現在在籍しております。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保育所に入所するお子様の中には、いろいろ配慮を要するお子様という言葉を使いますが、がいらっしゃいます。こういうお子様がいるクラスには、保育士を増員して配置しております。法定数より増員して配置しております。

○1番（瀧口義雄君） 要するに、今の定員数よりオーバーして職員を採用していると。臨時職員含めてという考えでよろしいんですね。はい、わかりました。

そういう中で、今度は新設の子ども・子育て支援センターができますけれども、この職員の配置と業務内容と、通常で今言われたように保育業務、そういう方でやっていると、2名の産休は臨時職員で対応していますからいいんですけれども、子育て支援センターはどういう職員の配置するのかというのと業務ですね。

もう一つ。あと、給食室の職員の配置について、今度は新しいところではどういう形になるのかと。職員の配置ですね。それと、食の安全が今豊洲でも騒がれていますけれども、給食では食物アレルギー、離乳食もあります。そういう中で食の安全の確保、食材の管理、安全確保という中で、全てが生ものではなく加工調理だということは聞いて、私も承知しておりますけれども、調理師の責任者はどなたなのですかと。今聞くと、臨時職員だけという話ですけれども、臨時職員と園長となるのでしょうか。あと、管理栄養士はこども園に在籍していないし、今も役所にいるということで、果たしてこれでいいのか、現場は見なくていいのかと。会合ぐらいやっているんでしょうけれども。

同じように、調理場がございますね。その中で職員の配置と管理責任者と栄養士。また、先の話になるんでしょうけれども、管理栄養士は県から来ているという話も聞いておりますけれども、施設が御宿町のものです、県から派遣という形でもないみたいです。何か責任が共同調理場の場合あやふやなんですけれども、これもデスクワークだけだという話聞いておりますけれども、この3点を。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、子育て支援センターについてお答えいたします。

職員の配置については現在検討中でございますが、職員を1名配置したいと考えております。

子育て支援センターの業務内容でございますが、詳細な部分は検討中でございますが、子育て相談のほか、現在児童館で実施しております小さいお子様向けの事業を子育て支援センターに場所を移して実施したいと考えております。

また、子育て支援センターの利用対象者は、0歳から2歳ぐらいまでの室内で主にお母さんやお父さんと遊ぶお子様を考えております。0歳から2歳ぐらいまでの小さいお子様と、3歳以上の大きいお子様とでは活動の内容が違うため、走ってぶつかったり、投げたボールに当たってけがをすることがありますので、児童館と役割を整理した中で業務内容を最終的に決めていきたいと考えております。

それから、こども園に行きからの給食の体制ですが、現在は各保育所に臨時の調理員が2人ずつの計4名おります。こども園に行きましても、人数に変わりはありません。4名でやってまいります。

責任者でございますが、現在その調理員については全員が臨時職員となっておりますので、保育所の所長が食品衛生管理者になっております。

栄養士でございますが、現在うちの課の保健事業班の班長で、管理栄養士である職員が保健事業の栄養士と保育園栄養士を兼務している状況です。ですので、体は役場にあります。さっき議員さんがおっしゃったように、その献立会議ですとかアレルギー対策会議を園長先生と調理員と実施して献立を決めているということでございます。

栄養士の配置につきましては、継続的に100食以上の食事を提供する特定給食施設であるため、健康増進法により栄養士または管理栄養士を置くよう努めなければならないという努力義務となっております。

あわせて近隣の状況でございますが、いすみ市におきましては正職員が1人で、市役所に勤務しているということでございます。勝浦市は給食センターがありますので、そちらで勤務していると。大多喜町においては正職員1人ですが、保育所に勤務し、調理の手伝いをしているということでございます。

このような法的や近隣の状況でございますが、園長からもそういう要望がございますので、今後はその栄養士の配置について、任期つき職員であるとかいろいろ検討してまいりたいとは考えております。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

1点、支援センターですね。それは、職員を新たに配置するというような正職を配置するつもりでいらっしゃるんですか、それとも臨時職員で対応するんですか。

それともう1点。園長先生に給食室の責任を持ってということ自体が問題ですよ。施設管理の中で、一体の施設ですからという中で、全く別世界ですよ。わかりますよ、施設の中にあるんだから施設全体の責任者だという考えもわかりますけれども、調理師、持っているかどうか知りませんが、それは別世界で、本来なら小中と同じように共同調理場が好ましいんでしょうけれども、それは工場という形でできないという中で、食の安全とアレルギーが出ても園長の責任なんてことはできないですよ。いっぱい出ていますからね。

そういう中で、給食室に離乳食も出ていると。園長は一切携わらないものに責任を持ってと言ったって、やっぱりその調理室でその部屋の責任者はやっぱりあるべきじゃないですか。それは同じようにその共同調理場でも、あれだけ多くの食をつくっていて、3等級の人でも構わないですよ、責任者にすればね。

今課長が言ったように、それはそういう形でやっているんですから、責任者にして責任を持たせると。持たないのが行政ですけども、事故が起こってから騒いでもしょうがないでしょうということですよ。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、共同調理場における職員の体制についてですが、学校給食法に、小中学校の設置者が給食の実施に必要な施設を設けるという位置づけがございまして、御宿町共同調理場を御宿小学校の敷地内に設置をしております。

その中の職員体制になりますが、まずは学校栄養士、県費負担教職員になりますが、その栄養士が1名。調理員は事務を兼務しております町職員が1名、臨時調理員が6名の計8名で対応しております。場長は教育課長が兼務することとなっておりますので、私のほうで共同調理場長を兼務している状況にあります。

町の栄養士ではなくて、県の栄養士が配置されている根拠になりますが、同じく学校給食法の中に共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法に規定する栄養教員の免許状を有する者、または栄養士法の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実地に必要な知識、もしくは経験を有する者でなければならないと定められておりますので、御宿町だけでなく近隣全ての共同調理場におきまして県費負担の栄養士が配置をされております。

アレルギー等の対応につきましては、御宿町アレルギー対応マニュアルというものを教育委

員会で作成をしております、それに基づいてアレルギー対応委員会を年に数回開催しております。そちらは校長、栄養教諭、養護教諭、調理場長であります私が入りまして、各学校でのアレルギーの対応について該当する一件一件について協議をして、対応策を定めております。

あと、施設の改築に関する今後の予定でございますが、共同調理場の施設は昭和42年に建てたものですので大変老朽化をしております。設備や備品も既に耐用年数を超えておりますので、何らかの対応が必要と考えております。改築、または大規模改修、もしくは既存設備の入れかえ等、幾つか対応の候補がございますので、今後、教育民生委員会や教育委員会におきまして、協議・検討させていただきたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） はい、アクションプランに載せていただきたいと思います。

次に移ります。まず、跡地についてなんですけれども、完全に4月以降あくという中で、岩和田は地主が違うということは承知しておりますけれども、現実的に岩和田は以前の課長が耐震耐力の検査はしないと、統合という話を打ち出しておりますから、施設は使えないものと認識しております。

そういう中で、今後、御宿保育所に関しては放課後児童教室とか、そういう形で運用していただければと思っております。これは私見なんですけれども、そういう形でご提案したいと。どういう形かわからないですけれども、協議していただくことはできないでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 岩和田保育所用地については、漁協の土地であり1年ごとに土地使用貸借契約を締結しております。この中で目的外使用はできないこととなっておりますので、基本的には更地にしてお返しすることとなります。

また、御宿保育所についても岩和田保育所と同様、建物は老朽化している状況です。このような諸事情を踏まえ、議員の皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） はい、了解しました。

次に、公用車についてですけれども、3点ほどあります。

総務課長は前に答えたということなんですけれども、御宿町が所有する車両の台数、区分、経費等について、これは前回そういう形で答弁されているという中で、一元管理する予定はございますか。

それと、全部町内で処理していると。保険は共済という形ある中でということによろしいんですか。

もう1点。御宿町には町長専用車という区分はあるんですか。その3点。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 公用車についてのご質問ですが、町ではトラックやバスなどを含めまして48台の公用車を所有をしております。課ごとにこの48台の車両をそれぞれの用途も含めまして振り分けをさせていただいております。

こうした中で、今現在はそれぞれの担当課長、車を配置された課長が運行の一次的な責任者というような形で、規定の中で運用させていただいております。全体の管理につきましては、私ども総務課というようなことでございます。

それから、町、車検等の手続きにつきましては、町内の業者さんのほうにある程度振り分けをさせていただきながら、やっております。

○1番（瀧口義雄君） もう1点。町長専用車という区分はあるのかと。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 総務課のほうに今ヴォクシーという車ですが、こちらのほうは総務課のほうの公用車ということで取り扱いがされております。

○1番（瀧口義雄君） 町長、なぜこれを聞いたかおわかりだと思うんですけども、町民というか、住民にさんざん言われるのは、町長専用車は使いませんと言って、今使っているではないかと。町長専用車なんて、現実的にはないんですよ。ないものをあると言っている。ここが町民を、キツネにつままれていると、おかしいとか変だとか。私に言ってもしょうがない話だと、町長に言ってくれという中で、町長は公用車を使っておりますけれども、私は公務員全体に役所に来たときは公用車を使うべきだと思っています。それは企業でも同じです。社用車を使うと。事故等あった場合、なかなか問題あるから。公務員は必ず役所まで来たら公用車で業務をします。町長も私は同じだと思っています。教育長もしかりだと思っています。議員も議会車がございませぬ。

そういう中で、事務局長さえ連絡事務で町長専用車と書いています。こういう誤解が生じているんですよ。事務局長、確かにそうなんで、町民もそう思っている。黒い車が町長専用車だと。あれは総務課の配属の車で、町長専用車というものはないんですよ、御宿には。

ないものをあると言っているから、町長が今白いワゴン車に乗っているのは、お抱え運転手まで抱えて、総務課の配属ですよ。言っていると。言ったこととやったことが違っていると。それは町長自身が言った言葉なんですよ。私たちに言われても困るんですよ。町長専用車なんてないんですよ。僕は公務に係るものは全部公用車であるべきだと。それは私の持論です。前

のいすみの町長がやっぱりそういうことを言って、軽トラックで通って事故に遭って、それ以後やめましたけれども、そういうものもある中で、公務員は公用車で行くべきだと。

この点については、町長一言、自分自身が言ったことだから町民に言ってくださいよ。私たちに言われても困ります。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は公約で町長専用車はないようにするというようなことを申し上げていて、現在私が乗っているのは専用車ではありません。

○1番（瀧口義雄君） 前から町長専用車がないと言っているじゃないですか。ないものをあると言っちゃ、だからおかしくなるんですよ。

○町長（石田義廣君） 私はあると言っていますか。

○1番（瀧口義雄君） いや、書いてあるじゃないか。町長専用車は使いませんと。町長専用車自体がないじゃないですか。

○町長（石田義廣君） いろいろな、私が乗っている車が今ヴォクシーということを言いましたけれども。

○1番（瀧口義雄君） いや、私じゃないんですよ。町長専用車は使いませんと言って、今使っているのは町長専用車だとは言っていないよ。でも、局長は町長専用車と言う。町民もみんなそれは思っています。そういう中で、町長専用車というのはないんですよ。ないものを町長専用車なんて名前をつけるから、誤解されるんですよ。それはあなたが言った言葉なんですよ。違いますか。

○町長（石田義廣君） 町長専用車だと私がどこかで言ったんですか。

○1番（瀧口義雄君） 公約で言っています、8年前に。

○町長（石田義廣君） 以前は町長専用車があったという理解なんですね。と思いますよ。

○1番（瀧口義雄君） いや、それはずっと続いているんだよ。否定していないから。

○町長（石田義廣君） そして、私は専用車はなくしますと。

○1番（瀧口義雄君） だって、専用車自体はないじゃないですか。

○町長（石田義廣君） 今はないですよ。

○1番（瀧口義雄君） いや、前もないじゃないですか。

○町長（石田義廣君） 私は今までは専用車があったと考えておりました。

○1番（瀧口義雄君） だから、隣の総務課長は専用車はないと言っているじゃないですか。

○町長（石田義廣君） 以前もですか。

○1番（瀧口義雄君）　　そうですよ。あれは、黒い車は、議会にあるのは議長車じゃなくて、議会車。町長専用車はあるんですか。あったんですか、総務課長。だって、あなたはないと答えたよ。

○議長（大地達夫君）　　その前に、議長を通して会話してください。

○1番（瀧口義雄君）　　ごめんなさい。謝ります。

○議長（大地達夫君）　　大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君）　　町の公用車という位置づけであるというふうに考えております。

○1番（瀧口義雄君）　　そうでしょう。それは総務課に配属されていると。ないと隣で言っているじゃないですか。だから、私たちに言われるんですよ。それは町長の話だから、町長に言ってくれと。まだあると言うんですか。隣でないと言う。首にしなさいよ。

あなたは文章を書いたんですよ。それはあなたは1回も否定していない。今もそういう言い方をしている。だから、キツネにつままれていると。お抱え運転手と言っていますけれども、総務課の配属だと私たちは承知していますけれどもね。世間はそう言っています。あなたはそれを今も否定しない。

次に進みます。そういう中で、私は、いやこの職員は全部公用車であるべきだという中で、保育所だけが配属になっていないと。だから、これは、じゃ、交通費を出すんですか、それとも配車するんですか。

あなたたちはずっと役所に来れば公用車です。あそこ、今もそうなんです。岩和田もそうです。配車されていません。役所来るときは、また園児のところには何かの用で行くときも、みんな自分の車でいきます。課長。

○議長（大地達夫君）　　埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君）　　今、議員さんがおっしゃるように、保育所につきましては公用車の配置はございません。

○1番（瀧口義雄君）　　だから、どうするんですかと聞いているんですよ。

○保健福祉課長（埋田禎久君）　　認定こども園の開園に向けて、検討してまいりたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君）　　検討というのは交通費を出すのか、それとも配車するのかということですよ。

○議長（大地達夫君）　　埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君）　　公用車の購入について検討してまいりたいということです。

○1番（瀧口義雄君） 買う、買わないはそちらのご自由ですけれども、配車していただけると。了解しました。

次に進みます。町長、それは後でちゃんと答えてくださいね。休憩後に答えてください。

次ですね。保護者の負担軽減について。28年度から多子世帯の保育料……。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員。1が終わったんでしたら、ここで休憩を入れたいと思います。

10分間休憩します。

（午後 2時40分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けますが、伊藤議員が体調の関係で離席しております。

（午後 2時57分）

---

○議長（大地達夫君） 一般質問を再開します。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、続きまして……。

○議長（大地達夫君） いいんですか、町長の答弁は。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと、保護者の軽減負担について。

平成28年度から多子世帯の保育料の軽減が図られ、また小中学校の入学時には体操服、ジャージ等の購入費一部補助、小学校3,000円、中学校8,000円が実施されておるのは承知しております。しかしながら、保護者の負担は依然として大きいです。

保育関係と義務教育関係に2つに分けてありますけれども、この保育料、そういう中で、時間の関係もありますけれども、入園時の保護者負担と年次経費はどのくらいかというのと、多子世帯軽減を18にしたらどうかと。今は小学校3人にして今年からやっていますけれども、じゃ、実際にどうかということですね。

それと、こういう中で子育て支援の一番のこれは施策だと思っております、小学校、中学校に関しても。それと、中学校の保護者はどのくらい負担しているのかというのと、修学旅行の位置づけと、修学旅行に対しての応分の負担があったらということをお願いしたいのと、保育料の実質的補助について質問します。

時間の関係もありますけれども、多子世帯を18歳未満までとした場合の推計は、あったら言ってください。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） お答えします。町単独の多子世帯の軽減対象を18歳未満までとした場合、対象者は9名で推計額は258万8,000円となります。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） あと、入園時の保護者負担と年次経費です。これは年齢によっても違いますし、その所得によっても違う。また、減免の人もいますけれども、平均してどのくらいかということ、将来的に国のほうでも実質的無料と。無償ですか、そういう施策も考えているようだけれども、1,700万円という形の中で応分の負担はあり得るのかと。あと、中学校の何をといったって、一番問題は修学旅行に対して補助がゼロということですよ。それについて、小中ですね、あるのかと。この2点、お二人お願いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 新たに保育所に入所するにあたり、準備いただくものにつきましては、0、2歳児では午睡用の布団や水筒、リュックなどをご準備いただきます。費用については、年齢により異なりますが、おおむね0歳児が1万2,000円程度、1歳児が1万4,000円程度、2歳児が1万8,000円程度かかります。

また、3歳児以上では体操服や防災クッション、カラー帽子、ナイロンバッグ、道具箱、はさみ、クレヨン、縄跳び、午睡用の布団や園児服、通園帽子、靴、水筒、リュック、パジャマなど、必要なものが多くございます。これらにかかる費用ですが、おおむね3万6,000円程度となります。

次に、保育料の実質補助についてお答えいたします。

保育料の負担軽減につきましては、昨年12月議会において請願が提出されており、子育て世代の切実な願いであると受けとめております。具体的な支援策としましては、平成28年度当初予算におきまして、多子世帯の経済的負担の軽減を図るための内容を盛り込んだ歳入予算を計上させていただきました。

保育料軽減につきましては、平成27年度の制度では小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、年長の子どものみを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料としています。

国の平成28年度の子ども・子育て支援新制度の施策として、多子世帯の保育料負担軽減が挙げられました。施策の内容ですが、年収360万円未満の世帯について、多子世帯に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降の保育料を無料とするものです。

以上が国の施策ですが、少しでも多子世帯の保育料の軽減を図るため、これに加え町独自のものとして年収360万円以上の世帯についても、小学校3年生の範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子……

○1番（瀧口義雄君） 課長、すみません、答弁中。それは、以前全部聞いておりますよ。

そういう中で、それを乗り越えて保育料全体として軽減する考えはあるのかということですよ。それをやっていること自体も、今言ったように18歳まで上げて9人でしょう。全く適用範囲ないじゃないですかね。今入っているだけで約130名近くいると。そのうちの9名ね。それは全体に及ばないと。

全体の保育料の軽減はあるかという質問なんですよ。部分的な補助は承知しています。それはあなたも私も、前回も前々回もそういう質問して答弁された。私は全体の保育料ですね。減免の人も知っています。いろんな制度がある。そういう中で全体の保育料を割り引き、減免すると、それが公平な話ですよ。それが考えがあるかと。町長ありますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 子育て支援政策については、これから非常に重要な課題だと思います。人口減少を迎えて、とにかく教育また子育て、しっかりやっていかなくちゃいけないと思いますが、肝心なことは財政事情でございます。いろいろと勘案しながら、余り無理をせずにやっていきたいと思っております、一旦走り出すと何年かやって取りやめるってなかなかできませんので、そういうことを加味しながら検討はいたしたいと思っております。

○1番（瀧口義雄君） おっしゃるとおりだと思います。走り出したら、とまらないですよ。一回制度がつくったら、とまらない。それは続けなきゃいけない。そういう中で、突然にメキシコで250万円出てきちゃう。それはいろんな形のものがあるかもしれない。これは外国の子どもに対する、町の単費です。税金ですよ。250万円とは言わない。これはこう出てくるんでしょう。これはもう継続するかどうか知らないですよ。

そういう中で、どういう成果があるか、次に聞いていきますけれども、それは文化的とか交流とか、いろんな話はある。僕の言っているのは、外の子に使う金があったら、とりあえずうちの子に使ってくれと、そういうことですよ。これは町の税金ですから。この事業、メキシコ、次入っていきますけれども、メキシコの関係をやらんならという話は、次に移りますから、これで一旦終わりにしておきます。また議長に叱られてしまいますから。

あと、中学校、小学校の修学旅行について、意義はもう結構ですから、その補填する考えはあるかと、それだけで結構でございます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 修学旅行費用の補助につきましては、現在経済的理由により就学困難な児童生徒に対しましては、就学援助制度により修学旅行費をはじめ教材費や給食費などの全額補助を実施しておりますので、今のところ経済的理由での欠席者等というのはいない状態でございます。

ただ、全国的にはそういった修学旅行の補助を実施しているところもございますし、補助の仕方もさまざまございますので、状況を確認しながら、また公費の公平な町民への受益者バランスなどを踏まえた上で、検討していきたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） ほぼ全員が参加だと、受益者バランスはとれるんじゃないですか。

次、移ります。28年度メキシコプログラムの実績、成果、支出の状況。社員、職員、公務員等ですけれども、課長、ちょっと二、三これに関して質問していきたいんですけども、そういう中であの文章を見ますと、後援ですね。主催が町で共催が2者という中で、外務省と千葉県が後援になってはいますけれども、いつどういう形で了解をとりましたか。

土屋さんのときには外務大臣の一筆が入っていましたけれども、これは公用車でいらっしゃると思うんですけども、いつ。ここへ書いてあるんですよ。あなたがくれたやつです。これですね。主催が御宿町、後援が外務省、千葉県、あと、メキシコはちょっと遠いでしょうから、いつおとりになって、どこの課でもいいんですけども、いつお行きになりましたか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 外務省、知事については、町長自ら伺ったときに後援の依頼をしているところなんですけれども、今手元に正式のその日にちのものを持ってきておりませんので、日にちまでは今わかりません。

○1番（瀧口義雄君） これは町長がとったということですか。

○産業観光課長（吉野信次君） 私も一緒に行っています。

○1番（瀧口義雄君） 外務省。

○産業観光課長（吉野信次君） はい。

○産業観光課長（吉野信次君） いつ行かれましたか。どこの課で、千葉県はいつどこで。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 中南米局長、外務省の中南米局長を訪れておりますので、その中でこのプログラムについて昨年も中南米局長のほうからいただいております。今回についても事業費についてのお願いも含めて伺ったときに、お話をしているところです。

知事につきましては、知事室を経由して知事のほうにお願いしているような形でございます。日付につきましては、また後ほど整理しますので。

○1番（瀧口義雄君） 実際にお願したんですか。文書でお願いしたんですか、口頭ですか。

○産業観光課長（吉野信次君） これは文書でお願いをするのが通常ですので、文書でお願い……。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、それは後で議長に出しておいてください。

○産業観光課長（吉野信次君） はい。

○1番（瀧口義雄君） これについてはちょっとまた後日ということにいたしますけれども、1点だけ。なぜ、語学関係の日本語指導研修ですね。神田外語が外れたんですか。また、そういう2回修了証を出していますけれども、そのやめるといふ、今までご厄介になったという手続きは踏んでいるんですか。今回どこの外語大が指導したんですか。それ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 神田外語大学は昨年やっていた中と一緒に入っていたんですが、今回につきましてこの事業を実施するにあたり、議会の中でも説明をしておりますが、3者で行いますという中で神田外語大学はもう、一旦はこの3者の中には入らないということで決定しておりますので、それにつきましては3者でという説明をした段階で神田外語大学は今回の事業の中から外れているというところでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは3者でやるって、あなたたちが3者と決めただけで、今まで応援してくれた人に、そういう形をとらなかったんですか。神田外語はメキシコにその学院をつくって、生徒募集して、そういう国のほうでも応援しているという外語大ですよ。

答弁結構です。大変非礼なことをしたということは申し添えておきます。使い捨てをしたということですよ。人間のすることじゃないんじゃないですか。それは、ほかから聞きました。全く連絡がなかったと。

ちょっと飛ばしていきたいと思いますので、時間の関係がありますので。CCRCについても詳しく聞きたいんですが、これだけで結構あるんですけども、そういう中でこれがスタートするという中で、海岸利活用の質問がありますけれども、ちょっと聞きたいんですけども、これは向こうから売り込みに来た見積もりですね。売り込みに来たのか、あなたが頼んだのかと。

あとは、その料金を払ったのかどうか。海岸利活用です。質問、載ってありますけれども、見積もりをとりましたよね、会社から。それは企業が売り込みに来たのか、あなたがお願いし

たのか、どちらかと。見積もりをとってありますから、金を払ったのかどうかと。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 参考見積もりについては、私のほうが営業さんと呼んで、こういうことをやりたいんだということでの参考見積もりを依頼したと。これにつきましては、金額はお支払いはしてありません。

○1番（瀧口義雄君） ただ、ただでやる企業はないということですよ。それで、全部丸写しだというのは前回の答弁で認めていますけれども、何でこの業者を指名に入れたんですか。普通入れないよ。だって、落とすのわかっていますもの。自分が書いた見積もりですもの。

それと、もう1点。海岸利活用という名前ですよ。御宿海岸利活用ですよ。この名称でよろしいんですよ。けつがくっついています。御宿海岸ってどこですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 今回につきましては、地図入りで御宿海岸はこの区域ですよということでお示しをして御宿海岸利活用計画というものを進めておりますので、あの地図の中で囲まれた場所を御宿海岸ということ考えております。

○1番（瀧口義雄君） それはあなたが勝手に考えたことでしょう。御宿海岸という名称はどこを見てもないですよ。あの御宿海岸は、何というか知っていますか。岩和田漁港海岸、網代湾、御宿漁港海岸ですよ。御宿海岸というのは長浜から鶴石までですよ。私たちが考えているのは、そういう御宿町全体の海岸利活用、これが正統な話ですよ。あなたはブルーフラッグが頭にあるから、それしか考えなかったんですよ。ブルーフラッグが頭にあって、その海岸線しか、海岸、中央海岸、岩和田海岸、浜海岸、通称ね。それしか考えなかった。

本来なら、日立の寮、返ってきている。あれも海岸ですよ。岩和田漁港、御宿漁港の後背地で町長が管理者ですよ。そういう中で全体の構想はないんですよ。ブルーフラッグ頭一本でいっているから、あの海岸しか考えなかった。海岸の名前、全部知ってますか。それが御宿海岸ですよ。あなたが勝手にこの地区を決めたと。図面で打ったと。これを海岸として整備すると。スタートから間違っているじゃないですか。そう思わないですか。

御宿町全体の海岸利活用ね。内容がどうのこうの、すばらしいと言っていますけれども、それは考えが違うという中で言いませんけれどもね、海岸保全の話もないね。あるのは、ブルーフラッグに向けた整備しかないんですよ。ブルーフラッグ自体が、ポピュラーじゃない。

そういう中で、あの施設見てもなかなか難しいという中で、これが例えば可決されたら、国の補助金という形じゃなくても、国の金、県の金が下りたんですか、整備費、事業費に。その

1点だけをお聞かせください。この利活で出た図面がありますよね。事業費は載っていませんから、これが可決された場合、国・県の地方創生の関係の費用は出たんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） しっかりと出たと、出ると思っております。

○1番（瀧口義雄君） 出ると思っている。じゃ、根拠を示してください。

○町長（石田義廣君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 根拠。町長、いいです。議長いいですか。地方創生の関係はソフト部分、それは出る。あと、一部は出るという話を聞いておりますけれども、じゃ、どこで出ると。僕らは説明の中で、あの構想、計画には出るということは聞いておりますけれども、どこに書いてあるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業費については、申請をしておりますので、申請の文書がずっとあるわけですけれども、それによって国が判断して交付決定をいただいておりますので、ほぼ確実に出ると確信しております。

○1番（瀧口義雄君） それはわかりますけれども、否決されたんですけれども、その前に出したんですか。だって、事業費もあなたは公表していないんですよ。計画も公表していないんですよ。事業費を出したんですか。じゃ、その写しをいただきたい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 交付決定は、ご審議いただきました4,000万円についての交付決定であります。

○1番（瀧口義雄君） 町長それは、わかっていますよ。計画全体のと私は言っているわけですよ。それは4,000万円でも、あれはできないですよ。ほかにいろいろとあるじゃないですか、ブルーフラッグ含めて。これはソフト面でしょうけれども、その関連の整備、あと海岸に歩道をつくるというものも出るんですか。4,000万円出ているのは知っていますよ。それはあなたたちが引っ込めただけで。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 4,000万円については初年度といいますか、今年度の関係でございましたけれども、その次の年は、じゃ、こういうことをやりますと協議の中で進めていくはずでした。そのような中で、私は当然2年3年の経過のうちに中身の幾分かの変更とか、修正はあると思います。でも、この地方創生の事業の本質からいって、私はほぼ出るんじゃないかと確

信しておりました。

○1番（瀧口義雄君） 事業の変更は、これは世の中だから当然ありますけれども、私たちは、説明を聞いている中で、また、いろんな関係者に聞いている中で、ソフト面はオーケーだと。あのC C R Cもそうですね。900万円出ています。これも2,200万円ですか、出ています。構想に関してはオーケーですけれども、あとソフト面ですね。それにはオーケーですけれども、ハード面に対してはなかなかきつしという話を聞いております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のようにハード面に対するパーセンテージの制約はありますけれども、そういう中で全体として私はほぼ出ると確信しておりました。

○1番（瀧口義雄君） それは確信だけであって現実的に、これはない話を議論してもしようがないんですけれども、僕らはなかなか厳しいとっておりました。ましてや町長、全体の事業費さえも出ていないんですよ。町長のところは出ているかもしれないけれども、公表できなかったという感じでいますけれども、ないものをあるという水かけ論をしてもしようがないので、私たちはその事業費に、ハード面ですね。それにはなかなか難しいと。出ないと言っていないけれども、ほぼ出ない状態だという認識でおります。

時間の関係もありますけれども、もう1点だけC C R Cの関係で、埋田課長、町長が差し支えないと言った業者、誰の紹介でどこで会ったのかということをお答え願えますか。

それと、説明は省きますけれども、今回構想で業者が落としました。そういう中で報告書。説明をもらえばいいんですけれども、時間的にないんで、報告書の中に浦安市と御宿町は連携協定しているという一文があるんですけれども、町長あるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 実際の協定は、文書よっての協定はしておりませんが、御宿町と千葉工業大学が包括連携協定を結んでおりまして、千葉工業大学と浦安市が協定を結んでおります。そういう中で、私どももよく千葉工業大学あるいは一般の会議でも浦安市長にお会いするんですが、やはりそういう連携の中で今後いろんなことができればいいですねというようなニュアンスの話は時々いたしておりますが、まず、そういうことでございます。

○1番（瀧口義雄君） 親戚の親戚という意味ですね。血縁はつながっていないけれども、親戚の親戚で連携しているという言い方が書いてあるんですけれども、そうは書いていないんですよ。この会議も7月に行われたものが何でそこに出てきたんですか。情報漏れとは言わないんですけれども、その前に埋田課長、どこの業者とお会いしたんですか。これは差し支えない

と町長は言っていますから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私が、じゃ、お答えを申し上げます。

昨年の10月の臨時議会で御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略をご議決をいただいたわけでございます。その後、11月25日に千葉工業大学の会議室におきまして、千葉銀行の本社からのご紹介でございまして、湖山医療福祉グループという事業者がいらっしゃるわけですが、代表の方と千葉工業大学の鎌田副学長にお会いいたしましたわけでございます。

また、千葉銀行の地方創生本部の担当部長さんもオブザーバーとして同席されたわけでございます。御宿町から私と埋田保健福祉課長、田邊企画財政課長ほか、保健福祉課担当者2名が出席いたしました。私からは御宿町の概況や高齢化率が県内一であることや、保健福祉政策の現状などをお話ししたわけであります。

また、湖山代表からは湖山医療福祉グループの会社の概要や経営状況など、お話がありました。会議は10時半から始まり、12時で終了したところであります。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。これは第1回の協議ということをおっしゃるけれども、そういう会議は役所でやったほうがよろしいんじゃないですか。企業に出向くということも必要かもしれないけれども、C C R Cという、高齢者を扱う大切な話。それをあそこでやる話じゃないですよ。ここでやる話でしょう。

いいんですよ。そういう中で1回目の協議ということは、2回目もあるということですよ。というのは、私の心配しているのは、そういう関連の中で包括協議あるいは協定という話の中で、これはC C R Cに関しては、例えば貸し農園なら千葉大の園芸とこの、福祉といえば介護ね。亀田医療大学、順天堂等々あります。また、芸術、美術、絵画、陶器、いろいろ絵画類は東京芸大、学芸大学等々あります。

多種多様な連携があつてしかるべきです。特に、医療に関しては亀田、千葉大、順天堂、ちょっと頭に浮かぶのはそういうものが必要ではないかなと。大学連携ですよ。C C Rもそうです。それで、これは1者指名もできるという話を聞いて、大変危惧しております。

この人たちがそのC C Rの事業をしていくというとなると、今まで地道に支えてきたのはヘルパーの小さな会社、また、名前は挙げませんが、いろいろと弱小の企業です。そういうのが町のお墨つきをもらえば、もうオールマイティになってしまいます。介護というのは余りきれいな話じゃないんです。現実には下の世話から、お風呂入れたり、それは地元のヘルパーが今までずっと支えてきたもの。それを上からかぶせるような形のものがあつてはいけない

と。

CCRC日本版ですけれども、アメリカは本来これはバブルと前後して富裕層を相手にして、日本の保険の関係、今書いてありますけれども、そういうものと違う世界があったわけです。全て金で解決できる富裕層相手のCCRCだったんですよ。これを日本版に直すという中で、それはいいんですけれども、この包括協定あるいは産官ですね。そういう中で、これは新たな利権構造になるのを私は大変心配しているんですよ。包括協定、地と地の連携、これを言えば、全てオールマイティになってしまいますよ。透明性も柔軟性も多様性も、全くなくなってしまうですよ。

そういう中で地道に支えてきた人たちは、名前は挙げないですけれども、地域の特養もあります、ラビドールもあります。そういう中で、業者も大変こういう形で町がご印籠を与えれば、全て通っていっちゃうじゃないですか。そして、後ろには町があつて包括協定、地と地の連携ね。そういう形でいったら、今まで支えてきていた人が愕然とするのではないのでしょうか。

トップの話もありますけれども、時間的なものもありますから、ここでまた改めて12月の議会でそれだけ取り上げて、残したものをやりたいと思いますけれども、大変危惧しております。新しい形の福祉関係ができるのは、それはそれで地元で必要なのは、今現在御宿で生きている人が医療、介護、福祉、不安を持たないで生活できる政策を打っていただきたい。これが、この質問の主旨です。

そういう中で、石井委員長のときにつくった4つの計画がございます。これを実践すれば充分にやっていると。新たな福祉政策もそれはノーと言っているわけじゃないけれども、なかなか不透明な部分がある中で、課長どうですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言言わせてください。今申し上げました11月25日の会議につきましては、この地方総合戦略の一事業としてのCCRCについて意見交換をしたということでございまして、その後は私は1回もございません。そして、私は、ですから先般これから協議会をつくって皆さん、議員の皆様方4名お入りいただきますけれども、今ゼロの地点ですから、全てゼロですから、曲解しないでください。議論を曲折しないでくださいよ。それだけ私は瀧口議員さんをお願いします。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。でも、町長。第1回協議会と言っていますよ。議事録を見てください。あなたがそういう、言うんでしたら、第1回協議会と、そこいる人に答弁しています。第1回協議会と言っているから私は聞いているだけです。議事録をよく見てくださ

い。自分で言った言葉ですよ。第1回協議会で、そうしたら第2回があるじゃないですか。あなた自身が第1回協議会と言っているんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その第1回と申し上げましたのは、それは、それでは私は取り返していくと……

○1番（瀧口義雄君） 曲解も何もしていないって。あなたが第1回と言ったから、じゃ、2回目はどうするんですかという話ですよ。私が言った話じゃない。議員の答弁に言って答えて、差し支えないという言い方してオープンにしているわけですから。そうでしょう。第1回と言っている。だから、第1回で終わりじゃない。第2回があるんです、すると。でしょう。

さっき残した答弁。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどのことに関しましては、私も職員を長くさせていただきましたが、また皆さん方も町長車という観念というか、概念はとっておりましたね。しかしながら、そういった規約とかには書いてございませんけれども、町民の皆さんが見てやはり町長が乗っている黒い車と、長く文章を書けばそれは最もわかりやすいですけれども、私はわかりやすくそのように表現をさせていただいた。そういうことでございます。

○1番（瀧口義雄君） そう言ったらもう身も蓋もなくなりますよ。あなたって課長でいた、議員もやっている。それはないでしょう。そうしたら物事、何でも言いわけになりますよ。みんなそう信じていたんです。それだけの話ですよ。だから、隣で言っていることがなかったら、あなたそのまま通そうとしていたじゃないですか。町長専用車なんかないんですよ。ないものをあると言っただけの話です。素直に謝ればいいんですよ。

以上です。

○議長（大地達夫君） 以上で1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時34分）